

2024.12.10

~Ver.2~

がいこくじんむ
(外国人向け)

うんてんしゃ めざ ひと ため
バス運転者を目指す人の為の

がくしゅうよう
学習用テキスト



こうえきしゃだんほうじんにほんばすきょうかい
公益社団法人日本バス協会

もくじ
～目次～

うんこう 運行	1	ほ こうしゃ うんてんしゃ きょうつう ころえ 歩行者と運転者に共通の心得	1. 基本的な心構え 2. 信号・標識・標示に従うこと 3. 警察官などの指示に従うこと 4. 道路ではいけないことなど	2 3 8 8
	2	くるま うんてん まえ ころえ 車を運転する前の心得	1. 運転にあたっての注意 2. 運転免許の仕組み 3. 自動車の点検 4. 乗車と積載 5. 安全運転に必要な知識など	9 12 14 18 20
	3	くるま うんてん ほうほう 車の運転の方法	1. 安全な発進 2. 車の通行するところ 3. 歩行者の保護など 4. 安全な速度と車間距離 5. 進路変更など 6. 追越しなど 7. 交差点の通り方 8. 駐車と停車 9. オートマチック車などの運転	21 23 26 29 31 33 36 38 42
	4	きけん ばしょ うんてん 危険な場所などでの運転	1. 踏切 2. 坂道・カーブ 3. 夜間 4. 悪天候など 5. 緊急時の措置	44 45 46 47 49
	5	こうそくどうろ そうこう 高速道路での走行	1. 高速道路に入る前の心得 2. 走行上の注意	50 50
	6	ば すうんてんしゃ ころえ バス運転者の心得	1. 利用客の保護 2. その他の心得	54 55
	7	こうつうじ こ こしょう さいがい 交通事故、故障、災害などのとき	1. 交通事故のとき 2. 故障などのとき 3. 災害などのとき	56 57 57
	8	き こたいおう 帰庫対応		60
	9	せいけつ ほ じ せんしゃなど 清潔保持(洗車等)		60
	10	てんこ 点呼		60
せつぐう 接遇	1	せつきやくぜんぱん 接客全般		63
	2	しょうがいしゃ こうれいしゃたいおう 障害者／高齢者対応		63
	3	うんちんしゅうじゆ 運賃收受		65
	4	てにもつ とらんくさーびす わすれものとう 手荷物(トランクサービス・忘れ物等)		65
	5	どあ かいへいそうさ ドアの開閉操作		66
	6	きゅうびょうにんたいおう 急病人対応		66
	7	じ こたいおう 事故対応		67

1 歩行者と運転者に共通の心得

1. 基本的な心構え

1-1 道路を通るときの心構え

道路を通るときは、交通ルールを守るだけでなく、他の人や交通の状況にも気を配らなければなりません。みんなが安全に通れるように思いやりを持って行動することは、運転者や歩行者としての責任です。道路を通るときには、次のことをないようにしましょう。

(1) 周りの人や車の動きに注意し、相手の立場を考えて思いやりを持って通行すること。

(2) 自分だけの利便性だけでなく、周りの人々に迷惑をかけないように気を配ること。

(3) 交通事故に備えて、自動車保険に入ったり、応急救護処置(交通事故の現場においてその負傷者を救護するため必要な応急の処置をいいます。)に必要な知識を身につけたり、救急用具を車に備えておくこと。

(4) 交通事故や困っている人を見たら、連絡したり救助したりするなど、お互いに助け合うこと。

(5) 車の運転者だけでなく、歩行者や自転車などに乗る人も、車の死角(運転席から見ることができない部分・範囲)、内輪差(曲がる時、後ろのタイヤが前のタイヤの内側を通ること)などの特性をよく知っておくこと。

2. 信号、標識・標示に従うこと

2-1 信号の意味

(1) 信号機の色に従って通行しなければなりません。

(2) 信号機の色を見るときは、前方の信号を見ましょう。横の信号が赤でも、前方の信号が青であるとは限りません。たとえば、全方向が一時的に赤になる信号や、時差式信号機のように特定方向の信号が赤に変わる時間をずらせているものもあります。

(3) 人の形の記号のある信号は、歩行者と普通自転車に対するものですが、その他の自転車も、信号機に「歩行者・自転車専用」と表示されている場合は、その信号に従わなければなりません。また、「バス専用」などの標示板のある信号は、その車に対してのみ適用されます。特定の車や歩行者に対して信号がある場合は、その信号に従わなければなりません。

(4) 道路の左端や信号機に、白地に青の左向きの矢印の標示板があるときは、車は、前方の信号が赤や黄でも、歩行者など周りの交通に注意しながら左折できます。ただし、信号機の信号に従って横断している歩行者や自転車の通行を妨げてはいけません。

2-2 信号機^{しんごうき}の信号^{しんごう}の種類^{しゅるい}と意味^{いみ}

(1) 青色^{あおいろ}の信号^{しんごう}



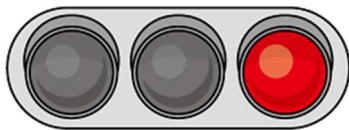
- ① 歩行者^{ほこうしゃ}は、進む^{すすむ}ことができます。
- ② 車^{くるま}や路面電車^{ろめんでんしゃ}は直進^{ちよくしん}、左折^{させつ}、右折^{うせつ}することができます。
- ③ 自転車^{じてんしゃ}などは、直進^{ちよくしん}し、左折^{させつ}することができます。
右折^{うせつ}するときは、右折^{うせつ}する地点^{ちてん}まで直進^{ちよくしん}し、その地点^{ちてん}で向き^{むき}を変える^{かえる}ことまでできます。

(2) 黄色^{きいろ}の信号^{しんごう}



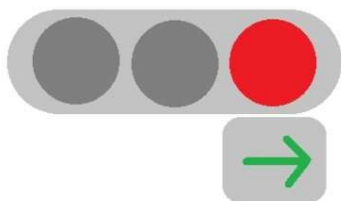
- ① 歩行者^{ほこうしゃ}は、横断^{おうだん}を始めて^{はじめて}はいけません。横断^{おうだん}中の歩行者^{ほこうしゃ}は、速^{すみ}やかに横断^{おうだん}を終わ^{おわる}るか、横断^{おうだん}をやめて引き返^{ひきかえ}さなければなりません。
- ② 車^{くるま}や路面電車^{ろめんでんしゃ}は、停止^{ていし}位置^{いち}から先^{さき}へ進^{すす}んではいけません。しかし、黄色^{きいろ}の灯火^{とうか}に変わ^{かわ}ったときに停止^{ていし}位置^{いち}に近づ^{ちかづ}いていて、安全^{あんぜん}に停止^{ていし}することができない^{ばあい}場合は、そのまま進む^{すすむ}ことができます。

(3) 赤色の信号



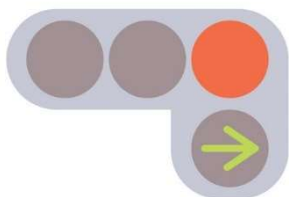
- ① 歩行者は、横断してはいけません。
- ② 車や路面電車は、停止位置を越えて進んではいけません。
- ③ 交差点で既に左折している車や路面電車は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。
- ④ 交差点ですでに右折している車や路面電車は、右折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。この場合、その車や路面電車は、青色の灯火に従って進んでくる車や路面電車の進行を妨げてはいけません。

(4) 青色の矢印



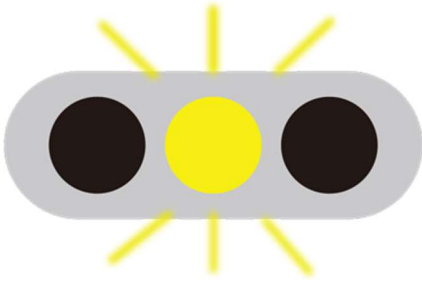
車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であっても矢印の方向に進むことができます(右向きの矢印の場合には、転回することもできます。)

(5) 黄色の矢印



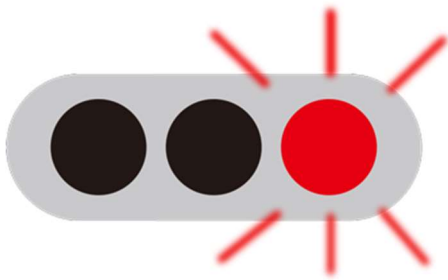
路面電車は、黄色の灯火や赤色の灯火の信号であっても矢印の方向に進むことができますが、歩行者や車は、進んではいけません。

(6) 黄色の点滅



ほこうしゃ くるま ろめん でんしゃ ほか こうつう ちゅうい すすむ
歩行者や車や路面電車は、他の交通に注意して進む
ことができます。

(7) 赤色の点滅



① ほこうしゃ ほか こうつう ちゅうい すすむ
歩行者は、ほかの交通に注意して進むことができ
ます。

② くるま ろめん でんしゃ ていし いち いちじていし
車や路面電車は、停止位置で一時停止しなけれ
ばなりません。

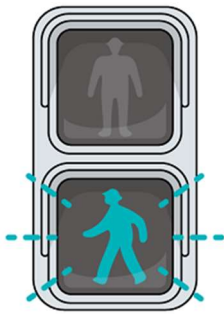
(8) 人の形をした青色の信号



ほこうしゃ すす
歩行者は進むことができます。

(9) 人の形をした青色の信号の

てんめつ
点滅



- ① 歩行者は、横断を始めてはいけません。横断中の歩行者は、速やかに横断を終わるか、横断をやめて引き返さなければなりません。
- ② 横断歩道を進行しようとする自転車は、横断を始めてはいけません。

(10) 人の形をした赤色の信号



- ① 歩行者は、横断してはいけません。
- ② 横断歩道を進行しようとする自転車は、横断を始めてはいけません。

2-3 標識の意味

(1) 標識とは、交通のルールや規制を示す板のことで、本標識と補助標識の2種類があります。本標識には、規制標識、指示標識、警戒標識、案内標識の4種類があります。

(2) 規制標識は、特定の交通方法を禁止したり、特定の方法に従って通行するように指定したりするものです。自動車の通行を禁止する標識や、最高速度を指定する標識などがあり、たとえば、「止まれ」の標識では、必ず一時停止しなければいけません。



(3) 指示標識は、特定の交通方法ができることや、道路交通上決められた場所などを指示するものです。横断歩道や安全地帯の場所を示す標識などがあり、たとえば、「P」の標識では駐車できることを示します。



(4)警戒標識は、道路上の危険や注意すべき状況などを事前に知らせて注意を促すものです。たとえば、前方に踏切があることを示す標識や、道路工事中であることを示す標識などがあります。



(5)案内標識は、地点の名前や方向、距離などを示して、通行の便宜を図るものです。

(6)本標識の意味を補足するために、補助標識が使われることもあります。補助標識は、通常、本標識の下に取り付けられていて、規制の理由や適用される時間や曜日、自動車の種類などを特定しています。

2-4 標示の意味

(1)標示とは、道路に描かれた線や記号、文字のことで、規制標示と指示標示の2種類があります。

(2)規制標示は、特定の交通方法を禁止したり、指定したりするものです。たとえば、駐車禁止の標示やバス専用の通行帯を示す標示などがあります。指示標示は、特定の交通方法ができることや、道路交通上で決められた場所を指示するものです。斜め横断ができることを示す標示や、車の停止位置を示す標示などがあります。

3 警察官などの指示に従うこと

(1)警察官や交通巡視員が手信号や灯火の信号で交通整理をしている場合は、その信号に従わなければなりません。信号機の信号と違っていても、警察官や交通巡視員の信号が優先されます。

(2)警察官や交通巡視員が通行方法などについて指示をすることがあります。その場合は、その指示に従って行動しなければなりません。標識や標示と違っていても、警察官の指示が優先されます。

4 道路ではいけないことなど

(1)道路上で次のような危険なことをしてはいけません。

① 酒に酔ってふらついたり、立ち話をしたり、座ったり、寝そべったりなどして交通の妨げとなること。

- ② 交通量の多いところでキャッチボールやローラースケートなどをすること。
- ③ 道路に向けて物を投げたり、発射したりすること。
- ④ 道路を壊したり、汚水、ごみ、くぎ、ガラス片などをまいたり、捨てたりすること。
- ⑤ 車からたばこの吸い殻、紙くず、空きかんなどを投げ捨てたり、体や物を外に出したりすること。
- ⑥ 走っている車や路面電車に外からつかまること。
- ⑦ 運転者の目をくらませるような光を道路に向けること。
- ⑧ 凍り付くおそれのあるときに水をまくこと。

(2) 道路上に商品などを並べたり、土砂、材木など交通の妨げになる物を置いたりしてはいけません。

(3) 信号や標識が見えないととても危険です。信号機の近くに信号と似た色のネオンサインを設置したり、標識の近くに広告看板を設置したりすることはしてはいけません。また、信号機や標識を勝手に操作したり、移動したり、壊したりしてはいけません。

(4) 免許を持っていない人や酒に酔っている人に運転を頼んだりしてはいけません。また、運転者に急がせたり、運転の妨げとなる行為をしてはいけません。

(5) 車を運転しようとする人に酒を出したり、勧めたりしてはいけません。

(6) 運転者に、過積載(積載物の重量の制限を超えて物を積むことをいいます。)をして運転するように頼んだり、過積載になるような物を売ったり、渡したりしてはいけません

2 車を運転する前の心得

1. 運転にあたっての注意点

1-1 運転免許証などを確かめるなど

(1) 車を運転する前に、次のことを確かめましょう。

- ① 自分が運転しようとする車に応じた運転免許証を持っていること。

② 有効な自動車検査証と自動車損害賠償責任保険証明書または責任共済証明書を車に備えていること。

③ 運転免許証に記載されている条件(眼鏡の使用など)を守っていること。

④ 準中型免許を受けて1年を経過していない初心者運転者が準中型自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マークを付けていること。



(初心者マーク)

⑤ 準中型免許または普通免許を受けて1年を経過していない初心者運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に初心者マークを付けていること。



(聴覚障害者マーク)

⑥ 聴覚障害がある運転者が準中型自動車または普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マークを付けていること。

⑦ 非常信号用具や停止表示器材(停止表示板または停止表示灯をいいます。)などを車に積んでいること。



(非常信号用具)



(停止表示器材)

(2) 70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろに高齢者マークを付けるようにしましょう。



(2つありますが、どちらも使用できます)



(高齢者マーク)

(3) 肢体の不自由な運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろに身体障害者マークを付けるようにしましょう。



(身体障害者マーク)

1-2 運転計画を立てること

長距離運転や短い距離の運転でも、自分の運転技術と車の性能に合った計画を立てることが大切です。事前に運転するコースや所要時間、休憩場所、駐車場所などを計画しましょう。長時間運転する場合は、2時間に1回は休憩を取りましょう。また、眠気を感じたら、速やかに休憩をとってから運転しましょう。

1-3 体調を整えること

疲れていたり、病気だったり、心配ごとがあるときは、注意力が散漫になったり、判断力が鈍ったりするため、思いがけない事故を起こす可能性があります。そのようなときは、運転を控えるか、体調を整えてから運転しましょう。また、睡眠作用のある風邪薬や頭痛薬などを飲んだときも、運転しないようにしましょう。過労のときも、運転してはいけません。

1-4 酒気を帯びた状態で運転しないこと

酒を飲んだり、薬物の影響を受けたりしているときは、運転してはいけません。前夜に飲んだ酒の影響が翌朝まで続くこともあるので、注意しましょう。

2. 運転免許の仕組み

道路で車を運転するときは、その車やけん引の種類や状態に応じた免許を受けないといけません。運転するときは、その免許証を持っていないといけません。

違反をしたり、事故を起こして、警察官から免許証を見せるよういわれたときは見せないといけません。

ただし、免許を受けていても、免許が停止されている人はその期間は運転できません。

1-1 運転免許の区分

運転免許には、3つの種類があります。

(1) 第一種運転免許

車を運転するための免許です。

(2) 第二種運転免許

乗合バスやタクシーなど料金をとって人を運ぶために運転する場合の免許です。また、代行運転自動車とは、自動車運転代行業で働く人が、お客さまの代わりに車を運転することを指します。普通の車を代行運転するためには、特別な免許が必要です。

(3) 仮運転免許

大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を練習するための免許です。仮運転免許を持っている人が練習するときは、3年以上第一種免許を持っている人や第二種免許を持っている人などが一緒に乗って指導を受けながら運転しなければなりません。そのときは、車の前と後ろに特別な標識を付ける必要があります。

1-2 運転免許の種類と運転できる車

運転免許の種類によって、運転できる車が決まっています。

免許の種類	運転できる車
大型免許	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
中型免許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
準中型免許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
普通免許	普通自動車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
大型特殊免許	大型特殊自動車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
大型二輪免許	大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
普通二輪免許	普通自動二輪車、小型特殊自動車、一般原動機付自転車
小型特殊免許	小型特殊自動車
原付免許	一般原動機付自転車

1-3 けん引免許

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車などで他の車を引っ張るときは、引っ張る車の種類に応じた免許が必要です。それに加えて、けん引免許も必要です。ただし、車の総重量が750キログラム以下の場合や、故障した車をロープやクレーンで引っ張る場合は、けん引免許は必要ありません。

1-4 緊急自動車の運転資格

緊急自動車を運転するためには、運転免許だけでなく、運転経験年数や年齢について特別の資格が必要で、普通の運転免許だけでは緊急自動車を運転することはできません。

3. 自動車の点検

車を使うときは、日常的な点検や定期的な点検をしなければなりません。燃料や冷却水、エンジンオイル、タイヤの溝の深さなどをチェックしましょう。もし、少しでも問題があれば、修理や整備をしましょう。また、ハンドルやブレーキ、マフラーなどの装置がちゃんと整備されていない車を運転してはいけません。それが原因で交通事故を起こしたり、有害なガスや騒音を出して他の人に迷惑をかけることがあるからです。

3-1 日常点検

日常点検は、自動車を使う人や運転しようとする人が、普段から自分で行う点検のことです。自動車を使う人は、車の走行距離や状態を見て、適切なタイミングでこの点検をしなければなりません。ただし、タクシーやハイヤーなどの仕事で使う車や大きな車、トラック、レンタカーなどを使う人や運転しようとする人は、毎日1回、運転する前にこの点検をしなければなりません。

点検箇所や項目などは、次のとおりです。

点検箇所	点検項目	点検の実施方法
運行中の異常箇所	当該箇所の異常	前日または前回の運行中に異常を認めたとした箇所について、運行に支障がないかを点検します。
運転席での点検	踏みしろ、ブレーキの効き	ペダルをいっぱい踏み込んだとき、床板とのすき間(踏み残りしろ)や踏みごたえが適当であるかを点検します。 なお、床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえが柔らかく感じる時は、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキの効き不良のおそれがあります。
駐車 ブレーキレバー (パーキング・ ブレーキレバー)	引きしろ(踏みしろ)	レバーをいっぱい引いた(踏んだ)とき、引きしろ(踏みしろ)が多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。

	げんどうき えんじん 原動機(エンジン)	か かりぐあい ※掛かり具合、 いおん 異音	えんじん すみやか しどう すむーず エンジンが速やかに始動し、スムーズ にかいてん に回転するかを点検します。また、 えんじんしどうじ および あいどりんぐじょうたい エンジン始動時及びアイドルリング状態 で、いおん で、異音がないかを点検します。
		ていそく かそく ※低速、加速の じょうたい 状態	(1) えんじん だんきき じょうたい エンジン暖機させた状態で、 あいどりんぐじ にかいてん すむーず アイドルリング時の回転がスムーズに つづく てんけん 続くかを点検します。 (2) えんじん じょじょ かそく エンジンを徐々に加速したとき、 あくせるべだる ひっかかり アクセルペダルに引っ掛かりがない か、また、えんすと のつきんぐ エンスト、ノッキングなどを おこす すむーず にかいてん 起こすことなくスムーズに回転するか を、そうこう を、走行するなどして点検します。
	ういんどう ウインドウ・ うおっしゃ ウォッシュヤ	ふんしゃじょうたい ※噴射状態	ういんどう うおっしゃ えき ふんしゃ むき ウインドウ・ウォッシュヤ液の噴射の向き およびたかさ てきとう てんけん 及び高さが適当かを点検します。
	わいばー ワイパー	ふきとり ※ふき取りの じょうたい 状態	(1) わいばー さどう ていそくおよび ワイパーを作動させ、低速及び こうそく さどう ふりよう 高速の作動が不良でないかを点検し ます。 (2) きれいにふきとれるかを点検し ます。
	くうきあつりよくけい ◎空気圧力計	くうきあつりよく 空気圧力の あがりぐあい 上がり具合	えんじん かけて くうきあつりよく エンジンを掛けて、空気圧力の あがりぐあい きょくたん おそく 上がり具合が極端に遅くないかを てんけん 点検します。また、くうきあつりよく くうき あつりよくけい ひょうじ しめされたはんい 圧力計の表示に示された範囲内にあ るかを点検します。
	ぶれーきばるぶ ◎ブレーキバルブ	はいきおん 排気音	ぶれーきペだる ふみこんではなした ブレーキペダルを踏み込んで放した場 合に、ぶれーきばるぶ から、はいきおん の排気音が せいじょう 正常であるかを点検します。
えんじんの エンジンルーム の点検	ういんどう ウインドウ・ うおっしゃ たんく ウォッシュヤ・タンク	えきりょう ※液量	ういんどう うおっしゃ えき りょう てきとう ウインドウ・ウォッシュヤ液の量が適当か を点検します。
	ぶれーき ブレーキの りざーば たんく リザーバ・タンク	えきりょう 液量	りざーば たんく ない えきりょう きてい リザーバ・タンク内の液量が規定の はんい 範囲内にあるかを点検します。
	ばってりー バッテリー	えきりょう ※液量	ばってりー かくそう えきりょう きてい バッテリー各槽の液量が規定の はんい 範囲内にあるかを車両を揺らすなど して点検します。

	<p>ラジエータなどの 冷却装置</p>	<p>※水量</p>	<p>リザーバ・タンク内の冷却水の量が 規定の範囲内にあるかを点検します。</p> <p>なお、冷却水の量が著しく減少して いるときは、ラジエータ、 ラジエータホースなどからの水漏れ のおそれがあります。</p>
	<p>潤滑装置</p>	<p>※ エンジンオイル の量</p>	<p>オイルの量がオイルレベル・ゲージ (油量計)で示された範囲内にあるか を点検します。</p>
	<p>△ファンベルト</p>	<p>※張り具合、 損傷</p>	<p>(1)ベルトの中央部を手で押し、ベルト が少したわむ程度であるかを点検しま す。</p> <p>(2)ベルトに損傷がないかを点検し ます。</p>
<p>車の周りから の点検</p>	<p>灯火装置、方向 指示器</p>	<p>点灯・点滅 具合、汚れ、 損傷</p>	<p>(1) エンジンスイッチを入れ、前照 灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合 や方向指示器の点滅具合が不良でな いかを点検します。</p> <p>(2) レンズなどに汚れや損傷がない かを点検します。</p>
	<p>タイヤ</p>	<p>空気圧 □取付けの 状態</p>	<p>タイヤの接地部のたわみの状態によ り、空気圧が不足していないかを点検 します。</p> <p>(1) ディスク・ホイールの取付状態につ いて目視により次の点検を行います。</p> <p>ア ホイール・ナットの脱落、ホイール・ ボルトの折損などの異常はないか。</p> <p>イ ホイール・ボルト付近にさび汁が 出たこん跡はないか。</p> <p>ウ ホイール・ナットから突出している ホイール・ボルトの長さの不ぞろい はないか。</p>

			(2) ディスク・ホイールの取付状態について、ホイール・ナットの緩みなどがないかを点検ハンマなどを使用して点検します。
		亀裂、損傷	タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検します。また、タイヤの全周にわたり、くぎ、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないかを点検します。
		異常な摩耗	タイヤの接地面に、極端にすり減っている箇所がないかを点検します。
		※溝の深さ	溝の深さが十分であるかをウエア・インジケータ(スリップ・サイン)などにより点検します。
	◎エア・タンク	タンク内のたまり水	ドレン・コックを開いて、タンクに水がたまっていないかを点検します。

備考

1 ※の点検項目は、事業用の自動車や自家用の大型自動車及び中型自動車、準中型貨物自動車、普通貨物自動車、おがたとくしゅう自動車、レンタカーなどについても、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行えばよいものです。

2 ◎の点検箇所は、エアブレーキが装着されている場合に点検しなければなりません。

3 △の点検箇所は、自家用の普通乗用自動車などにあっては、定期点検等の際に点検してください。

4 □の点検項目は、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車の場合に点検してください。

3-2 装備品などの点検

非常信号用具として発炎筒や赤いランプなどを持っていることが必要です。また、高速道路を通るときは、故障などで停止していることを示すための停止表示器具も持っているようにしましょう。

3-3 定期点検

事業用の自動車、自家用の大型自動車及び中型自動車や準中型貨物自動車、普通貨物自動車などのレンタカーについては3か月ごとに点検を受けなければなりません。

自家用の準中型貨物自動車及び普通貨物自動車や普通乗用自動車などのレンタカーなどについては6か月ごとに点検を受けなければなりません。

普通の乗用車などは1年ごとに点検を受けなければなりません。

点検では、必要な修理や整備を行います。

4. 乗車と積載

(1) 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。また、決められた人数や荷物の制限を超えて、人や物を乗せたり積んだりしてはいけません。大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車の乗車定員や積載の制限は、次のとおりです。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証か軽自動車	自動車検査証か軽自動車	長さ…自動車の長さ×1.2	前後…車体の前後から自動車の長さの1/10の長さを超えてはみ出さないこと。
中型自動車	軽自動車	届出済証に記載されている最大積載量	幅…自動車の幅×1.2	左右…車体の左右から自動車の幅の1/10の幅を超えてはみ出さないこと。
準中型自動車	届出済証に記載されている乗車定員	(ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム)	高さ…地上3.8メートル(三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを	
普通自動車	定員	(ミニカーにあつては90キログラム、特定の構造の農業用薬剤散布車にあつては1,500キログラム)	高さ…地上3.8メートル(三輪の普通自動車と総排気量660cc以下の普通自動車にあつては2.5メートル、その他の自動車で公安委員会が定めるものにあつては3.8メートル以上4.1メートルを	

<p>のうぎょうようやくざい 農業用薬剤 さんぶしや 散布車で うんてんしやよう 運転者用 いがい ざせき 以外の座席 があるもの ふたり は2人))</p>		<p>こえ ない はんい ない 超えない範囲内にお いて こうあんいんかい 公安委員会が さだめる たかさ 定める高さ)</p>	
<p>びこう さいみまん こども さんにん ふたり けいさん 備考 12歳未満の子供は、3人を2人として計算します。</p>			

(※1) 総排気量については50cc以下、定格出力については0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車を行います。

(※2) 時速35キロメートル以上の速度を出ることができない構造の農業用薬剤を散布するための普通自動車を行います

(2) (1)の場合でも、荷物を見張るために必要な最低限の人を乗せる場合や、出発地の警察署長の許可を受けた場合は、別のルールが適用されます。

(3) 人や荷物を車に乗せるときは、運転を妨げたり、車の安定を悪くしたり、方向指示器やナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯などが見えにくくなるような方法で乗せてはいけません。

(4) 運転者は、人が転落したり、荷物が転落したり飛び散ったりしないように、ドアをしっかり閉めたり、ロープやシートを使って荷物をしっかり積まなければなりません。また、荷物が転落したり飛び散ったりした場合は、速やかに片付けるなどの対策を取らなければなりません。その際には、後ろから来る車などに十分に注意しましょう。

(5) 危険物を運ぶ場合は、包装や積み方をしっかり行い、危険物を運んでいることを示す標示板などを掲げるようにしましょう。また、駐車するときは、危険な場所を避けて、危険物を見張るようにしましょう。

5. 安全運転に必要な知識など

5-1 視覚の特性

人間の感覚の中で目は、安全な運転にとって一番大切です。運転中は、特に次のことに気をつけましょう。

(1) 一点だけを見つめたり、ぼんやりと見ているのではなく、常に前方に注意しながら、ルームミラーやサイドミラーなどで周りの交通状況に目を配りましょう。また、速度が速くなると視力が低下し、特に近くのものが見えにくくなるので、注意しましょう。

(2) 疲れると目に影響が出やすくなります。疲れが増すと見落としや間違いが多くなるので、疲れに気を付けましょう。

(3) 明るさが急に変わると、一時的に視力が急激に低下します。トンネルに入る前や出るときは速度を落としましょう。また、夜間は対向車のヘッドライトを直接見ないようにしましょう。

5-2 自動車に働く自然の力

安全な運転をするためには、走行中の車に働く自然の力とその影響について正しい知識を身につける必要があります。

(1) 摩擦の力

車はすぐには止まりません。車を止めるためには、ブレーキを使って車輪の回転を止めます。タイヤと路面の間の摩擦力を利用して止まることができます。ぬれた道路では、摩擦力が少なくなるため、止まるまでの距離が長くなります。また、高速で急にブレーキをかけると、タイヤがロックして滑ってしまうことがあるので、特に注意が必要です。

(2) 遠心力

カーブを曲がろうとすると、車の中心から外側に力が働きます。そのため、荷物の積み方や重心の位置が悪いと、車が倒れやすくなります。カーブの半径が小さいほど、速度が速いほど遠心力が大きくなります。安全にカーブを曲がるためには、カーブに入る前に早めにブレーキをかけて速度を落としておく必要があります。

(3) 衝撃力

交通事故の大きさは、車がぶつかったときに相手や自分に与える衝撃力の大きさに関係します。衝撃力は速度や車の重さによって大きくなります。また、固い物にぶつかるように、衝撃が短時間に起こるほど力も大きくなります。例えば、時速60キロでコンクリートの壁にぶつかったら、ビルの5階から落ちた時と同じくらいの衝撃を受けます。高速で運転するときには、特に注意が必要です。

(4) 速度の影響

制動距離や遠心力、衝撃力は、速度の2乗に比例して大きくなります。速度が2倍になると、それらの力は4倍になります。つまり、速度が早いほど、止まるまでの距離やカーブでの力、交通事故の大きさも大きくなるということです。

5-3 運転適性

運転する前に、自分自身の適性を知ることは、安全な運転をするためにも大切なことです。運転に適しているかどうかを知るためには、各都道府県の交通安全活動推進センターなどで行われている指導を利用しましょう。

3 車の運転の方法

1. 安全な発進

1-1 車の乗り降り

(1) 車に乗るときや降りるときは、周りをよく見て、後ろから車が来ていないか確かめましょう。交通の多い場所では、左側のドアから乗り降りするのが安全です。ドアを閉める時は、少し手前で一度止めてから力を入れて閉めましょう。降りる時も、ドアを開ける前に少し開けて一度止めて、安全を確かめてから降りましょう。最初に少し開ける動作は、他の交通に合図する意味もあります。

(2) ドアを開けるときや降りるときは、運転者は後ろの安全を確認しなければなりません。また、ドアをロックして、同乗者が勝手に開けないよう注意しましょう。

1-2 うんてんしせい 運転姿勢など

(1) 正しい運転姿勢は、安全な運転のための基本です。シートの位置は、クラッチを踏んだときに膝が少し曲がるように調整しましょう。背もたれは、ハンドルに両手をかけたときに肘が少し曲がるように合わせることが大切です。体を斜めにして運転するのはやめましょう。

(2) 運転するときは、動きやすい服装を選びましょう。また、げたやハイヒールなどは運転しないようにしましょう。

(3) ひじを窓に乘せて運転するのはやめましょう。

(4) 運転中にスマートフォンなどの携帯電話を使ったり、カーナビの画面を見たりすると、周りの交通に注意が向かなくなります。運転中はスマートフォンなどの携帯電話を使ったり、カーナビの画面を見たりしないようにしましょう。運転する前に、電源を切ったり、ドライブモードに設定したりして、着信音が鳴らないようにしましょう。

1-3 しーとべると ちゃくよう シートベルトの着用

(1) シートベルトは、交通事故の際に大きな効果があります。事故の被害を軽減するだけでなく、正しい姿勢を保つことで疲れを軽減する効果もあります。自動車にシートベルトがついている場合、運転者はもちろん、助手席や後部座席の人もシートベルトを着用しなければなりません。(エアバッグがついている場合も同じです。)ただし、病気などで着用できない場合は別です。

(2) シートベルトを正しく着用しましょう。正しい着用方法は次の通りです。

① シートの背は倒さずに、シートに深く腰掛けましょう。

② 腰ベルトは骨盤を巻くように、しっかり締めましょう。

③ 肩ベルト(三点式ベルトの場合)は、首にかからないようにしましょう。また、肩ベルトがたるんでいると事故のときに危険ですので注意しましょう。

④ バックルの金具は確実に差し込み、シートベルトが外れないようにしましょう。

⑤ ベルトがねじれていないかどうか確かめましょう。

1-4 発進に当たっての安全確認

(1) 車に乗る前に、車の前後に人がいないか、車の下に子供がいないか確かめましょう。

(2) 発進する前に方向指示器などで合図をし、バックミラーなどで前後左右の安全を確認してから発進しましょう。

(3) バックで発進するのは危険です。車庫に入れる時は、事前にバックで入れておくようにしましょう。バックで発進する場合でも、後ろが見えにくい場合や狭い道路から広い道路に出るときは、同乗者に後ろの確認を手伝ってもらいましょう。

1-5 路端からの発進

大型自動車、中型自動車や準中型自動車は、普通自動車よりも車軸の前後に車体が長く、タイヤの軌跡の外側を通るため、路端から発進する時には、車の前後部が他の車や歩行者にぶつからないように注意しましょう。

1-6 走行中の安全確認

運転席からは、車や歩行者が見えなくなる範囲があります。特に大型自動車、中型自動車や準中型自動車は、運転席から見えない範囲が広いので注意しましょう。

2. 車の通行するところ

2-1 道路の左側を走ること

道路の真ん中(中央線があるときは、その中央線)から左側の部分を通らなければなりません。ただし、次の場合は、道路の真ん中から右側にはみ出して通行することができますが、できるだけ少なくはみ出すようにしなければなりません。

(1) 道路が一方通行の場合。

(2) 工事などで左側の部分だけでは通行するのに十分な幅がない場合。

(3) 左側の部分の幅が6メートル未満の見通しの良い道路で他の車を追い越そうとする場合(ただし、追越しのために右側にはみ出して通行することが禁止されている場合は除く。)

(4) 急な曲がり角の近くで「右側通行」の標示がある場合。

2-2 道路の左寄りに走ること

(1) 車両通行帯(車線やレーンともいいます。)がない道路では、追越しなどでやむを得ない場合を除いて、道路の左側に寄って通行しなければなりません。

(2) 同じ方向に2つの車線がある場合は、左側の車線を通行しなければなりません。3つ以上の車線がある場合は、最も右側の車線を追越しのために空けておき、それ以外の車線を通行することができます。ただし、標識や標示によって通行区分が示されている場合は、その通りに従わなければなりません。

(3) 追越しのために最も右側の車線を通行している場合でも、前の車を追い越し終わったら、速やかに他の車線に戻らなければなりません。

2-3 車線を変えずに走ること

車線がある道路では、追越しなどでやむを得ない場合を除いて、車線からはみ出したり、2つの車線にまたがったりして通行してはいけません。また、車線を勝手に変えて通行すると、後ろの車に迷惑をかけるだけでなく、事故の原因にもなるので、同じ車線を通行しなければなりません。

2-4 高さ制限のある場所の通行

大型自動車、中型自動車、準中型自動車は、普通自動車よりも高さが高いため、通行できる高さ制限のある場所を通る場合は、その制限以下の高さであることを確認しなければなりません。特に、荷台に積んだものが通行できる高さの制限を超えてしまう場合には、注意が必要です。

2-5 緊急自動車の優先

緊急自動車が近づいてきた場合は、交差点の近くでは交差点を避けて、道路の左側に寄って一時停止し、その他の場所では、道路の左側に寄って進路を譲らなければなりません。ただし、一方通行の道路で左側に寄ると緊急自動車の邪魔になる場合は、右側に寄らなければなりません。

2-6 路線バスなどの優先

(1) 停留所で止まっている路線バスなどが発進の合図をした場合、後ろの車は発進を妨げてはいけません。ただし、急にブレーキをかけたり急にハンドルを切らなければならない場合は別です。

(2) 標識や標示によって路線バスなどの専用通行帯が指定されている道路では、小型特殊自動車、原動機付自転車、軽車両以外の車は、その通行帯を通行してはいけません。ただし、標識や標示によって自転車の専用通行帯が指定されている道路では、特定小型原動機付自転車、軽車両以外の車は、その通行帯を通行してはいけません。ただし、右や左に曲がるために道路の端や中央に寄る場合や、工事などでやむを得ない場合は別です。

(3) 標識や標示によって路線バスなどの優先通行帯が指定されている道路では、優先通行帯を通行している自動車は、路線バスなどが近づいてきた場合は、速やかにその通行帯から出なければなりません。また、交通が混雑していて、路線バスなどが近づいてきてもその通行帯から出られなくなる可能性がある場合は、最初からその通行帯を通行してはいけません。ただし、右や左に曲がるために道路の端や中央に寄る場合や、工事などでやむを得ない場合は別です。

2-7 通行してはいけないところ

(1) 「通行止め」、「車両通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」、「歩行者等専用」などの標識がある道路を通行してはいけません。

(2) 歩道や路側帯、自転車道などを通行してはいけません。ただし、道路に出入りするために横切る場合などは別です。

(3) 安全地帯や「立入り禁止部分」の標識がある場所に入ってはいけません。

(4) 歩道や路側帯のない道路を通行する場合は、路肩(道路の端から0.5メートルの部分)にはみ出して通行してはいけません。

(5) 軌道敷内を通行してはいけません。ただし、「軌道敷内通行可」の標識がある場合や、右折する場合などは別です。

(6) 軌道敷内を通行している車は、後ろから路面電車が近づいてきた場合は、路面電車の進行を妨げないように速やかに軌道敷の外に出るか、十分な距離を保たなければなりません。

3. 歩行者の保護など

3-1 歩行者のそばを通るとき

(1) 歩行者のそばを通るときは、歩行者との間に十分な間隔を空けるか、徐行(すぐに停止できる速度で進むこと。)しなければなりません。

(2) 歩行者がいる安全な場所のそばを通るときは、徐行しなければなりません。

(3) 停留所で止まっている電車の後ろでは停止し、乗り降りする人や道路を横断する人がなくなるまで待たなければなりません。ただし、乗り降りする人がいないときや電車との間に1.5メートル以上の距離があるときや安全な場所があるときは、徐行して進むことができます。

(4) ぬかるみや水たまりのある場所では、泥や水をはねて他の人に迷惑をかけないように徐行するなど注意して通らなければなりません。

(5) 止まっている車のそばを通るときは、急にドアが開いたり、車の陰から人が飛び出したりする場合がありますので注意しましょう。

3-2 歩行者が横断しているときなど

(1) 横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その進行を妨げてはいけません。

(2) 横断歩道や自転車横断帯に近づいたときは、横断する人や自転車がないことが明らかの場合のほかは、その手前で速度を落として進まなければなりません。歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の手前(停止線があるときは、その手前)で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。

(3) 横断歩道や自転車横断帯やその手前で止まっている車があるときは、そのそばを通って前方に出る前に一時停止をしなければなりません。

(4) 横断歩道や自転車横断帯とその手前から30メートル以内の場所では、他の車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。

(5) 横断歩道や自転車横断帯のない場所でも、歩行者が横断することがあるので、注意しましょう。

3-3 身体の不自由な人の保護

身体障害者用の車^{しんたいしょうがいしゃよう くるま}で通行^{つうこう}している人^{ひと}がいる場合^{ばあい}や白^{しろ}や黄^きのつえ^{もつたひと}を持った人^{もうどうけん}や盲導犬^{もつたひと}を連れた人^{つれたひと}が歩いている場合^{あるいて}には、一時停止^{いちじていし}か徐行^{じょこう}をして、これらの人^{ひと}が安全^{あんぜん}に通れる^{とおれる}ようにしなければなりません。

3-4 子供の保護

(1) 子供^{こども}が独り^{ひとり}で歩いている場合^{あるいて}には、一時停止^{いちじていし}か徐行^{じょこう}をして、安全^{あんぜん}に通れる^{とおれる}ようにしなければなりません。子供^{こども}は、興味^{きょうみ}を引くもの^{ひく}に夢中^{むちゅう}になり、突然^{とつぜん}道路^{どうろ}に飛び出したり^{とびだしたり}、判断力^{はんだんりよく}が未熟^{みじゆく}なために、無理^{むり}に道路^{どうろ}を横断^{おうだん}しよう^{とく}としたりすることがあるので、特に注意^{ちゅうい}しましょう。

(2) 止まっている^{とまって}通学通園バス^{つうがくつうえんばす}のそば^とを通るとき^{とおる}は、徐行^{じょこう}して安全^{あんぜん}を確かめなければなりません。

(3) 学校^{がっこう}、幼稚園^{ようちえん}、遊園地^{ゆうえんち}などの近く^{ちかく}や通学路^{つうがくろ}の標識^{ひょうしき}のあるところでは、子供^{こども}が突然^{とつぜん}飛び出し^{とびだし}てくる^{とく}ことがあるので、特に注意^{ちゅうい}しましょう。

3-5 高齢者の保護

つえ^{もつて}を持って歩いている^{あるいて}たり、歩行補助車^{ほこうほじょくるま}を使っている^{つかって}たり、その通行^{つうこう}に支障^{ししょう}のある高齢者^{こうれいしゃ}が通行^{つうこう}している場合^{ばあい}には、一時停止^{いちじていし}か徐行^{じょこう}をして、これらの人^{ひと}が安全^{あんぜん}に通れる^{とおれる}ようにしなければなりません。高齢者^{こうれいしゃ}は、個人差^{こじんさ}があるもの^{ほこう}の、歩行^{おそく}が遅くなったり^{きけん}、危険^{かいひ}を回避^{かいひ}するための行動^{こうどう}が難しく^{むずかしく}なったり、危険^{きけん}を見つけた^{みつける}のが遅^{おく}れたり、歩行^{ほこう}が不安定^{ふあんてい}になつたりすることがあるので、特に注意^{ちゅうい}しましょう。また、高齢者^{こうれいしゃ}の事故^{じこ}は、車^{くるま}の直前^{ちやくぜん}や直後^{ちやくご}を横断^{おうだん}しているとき^{とおくおこる}に多く起こるので、注意^{ちゅうい}しましょう。

3-6 歩行者用道路を通行するとき

(1) 歩行者用道路^{ほこうしゃようどうろ}では、特別な許可^{とくべつ きょか}を受けた車^{うけ たくるま}だけが通行^{つうこう}できます。この場合^{ばあい}は、特に歩行者^{ほこうしゃ}に注意^{ちゅうい}して徐行^{じょこう}しなければなりません。

(2) 道路^{どうろ}に面した場所^{めんしたばしょ}で入り^{でいり}するため歩道^{ほどう}や路側帯^{ろそくたい}を横切^{よこぎる}る場合^{ばあい}には、その直前^{ちやくぜん}で一^{いち}時停止^{ていし}をし、歩行者^{ほこうしゃ}の通行^{つうこう}を妨げ^{さまたげない}ないようにしなければなりません。

3-7 自転車の保護

(1) 特定小型原動機付自転車や自転車(2つを合わせて、ここでは自転車といえます。)は、原則として車道を通行することとされています。自転車は不安定であり、運転者の身体を守る機能がないため、車道を通行する自転車の安全に十分に配慮しましょう。

(2) 自転車のそばを通るときは、自転車のふらつきなどを予測し、自転車との間に安全な距離を空けるか、徐行しなければなりません。

(3) 道路に面した場所に入出入りするため歩道や路側帯や自転車道を横切るときには、その直前で一時停止をし、自転車がいないかを確かめましょう。

(4) 交差点を通行するときは、交差する道路や交差点内を通行する自転車との衝突や、左側を通行している自転車との事故に注意しながら通行しましょう。

3-8 初心運転者などの保護

(1) 危険を避けるためやむを得ない場合のほか、次の車の側方に幅寄せをしたり、前方に無理に割り込んではいけません。

① 準中型免許を受けて1年を経過していない初心運転者が運転している初心者マークを付けた準中型自動車

② 準中型免許または普通免許を受けて1年を経過していない初心運転者が運転している初心者マークを付けた普通自動車

③ 70歳以上の高齢者が運転している高齢者マークを付けた普通自動車

④ 聴覚障害のある運転者が運転している聴覚障害者マークを付けた準中型自動車または普通自動車

⑤ 身体の不自由な運転者が運転している身体障害者マークを付けた普通自動車

⑥ 仮免許で練習中の者が運転している自動車

(2) 聴覚障害者マークを付けた準中型自動車または普通自動車の運転者は警音器(クラクション)の音が聞こえないことがあるので、安全に通行できるように配慮しましょう。

3-9 暴走行為の禁止

車を運転して集団で走行する場合は、ジグザグ運転や巻き込み運転など、他の車を危険な目にあわせたり、迷惑をかけるような行為をしてはいけません。

3-10 騒音運転などの禁止

大きな音を出す急発進や急加速、空ぶかし(ギアをニュートラルにしたままアクセルを踏んでエンジンの回転数を上げること。)など、他の人に迷惑をかけるような騒音を出してはいけません。

4. 安全な速度と車間距離

4-1 安全な速度

(1) 車を運転するときは、標識や表示に書かれている最高速度を守らなければなりません。標識や表示がない場合は、時速60キロメートル以上で運転してはいけません(高速道路については、別のルールがあります。)

(2) 原付自転車や運転するときは、時速30キロメートル以上で運転してはいけません。標識や表示で時速30キロメートル以下の速度制限がある場合は、その速度を超えて運転してはいけません。

(3) 決められた速度の範囲内でも、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、安全な速度で運転しましょう。

4-2 停止距離と車間距離

(1) 車は急には止まれません。車が停止するまでには、運転者が危険を感じてからブレーキを踏み、ブレーキが効き始めるまでの距離(空走距離)と、ブレーキが効き始めてから車が停止するまでの距離(制動距離)を合わせた距離(停止距離)が必要です。危険が発生した場合でも、安全に停止できる速度で運転しましょう。

(2) 運転者が疲れていると、危険を認識するまでに時間がかかるため、空走距離が長くなります。また、雨の日や重い荷物を積んでいるときなどは、制動距離が長くなります。

(3)路面が雨で滑りやすくなったり、タイヤがすり減っている場合の停止距離は、乾いた路面でタイヤが新しい場合に比べて2倍ほど長くなる場合があります。

(4)天候や路面状況、タイヤの状態、荷物の重さなどを考慮して、前の車が急に停止しても追突しないような安全な車間距離をとらなければなりません。特に、大型自動車、中型自動車および準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より長く感じられるため、車間距離が短くなりやすいので注意しましょう。

4-3 ブレーキのかけ方

ブレーキは、次のようにかかけましょう。

(1)最初は軽くブレーキを踏みましょう。必要な力まで徐々に踏み込んでいきます。

(2)ブレーキは数回に分けて使いましょう。特に道路が滑りやすいときに効果的です。数回に分けて使うと、ブレーキランプが点滅し、後ろの車に合図となって追突事故を防ぐのに役立ちます。

(3)危険を避けるために急ブレーキをかける場合を除いて、急ブレーキをかけてはいけません。ただし、アンチロックブレーキシステム(タイヤのロックを防ぐ装置)を備えた車で急ブレーキをかける場合は、一気に強く踏み込んで、そのまま踏み続ける必要があります。

(4)むやみにブレーキを使わず、アクセルを使って徐々に速度を落としてから停止しましょう。

4-4 徐行

次の場所では、徐行しなければなりません。徐行とは、車がすぐ停止できるような速度で進むことをいいます。

(1)「徐行」の標識がある場所

(2)左右の見通しがきかない交差点(信号がある場合や優先道路を通行している場合は除く)

(3)道路の曲がり角付近

(4)上り坂の頂上付近や急な下り坂のこう配の場所

5. 進路変更など

5-1 安全の確認と合図

(1)進路を変えたり、転回したりバックするときは(環状交差点を除きます。)、バックミラーで安全を確認してから合図をしなければなりません。合図の方法は次の表のとおりです。

あいず おこなうばあい 合図を行う場合	あいず おこなうばしょ 合図を行う場所	あいず ほうほう 合図の方法
させつ 左折するとき。	させつ ちてん こうさてん 左折しようとする地点(交差点で させつ ばあい こうさてん 左折する場合は、その交差点)か ら 30メートル手前の地点に たつした 達したとき。	ひだりがわ ほうこうしじき とうさ 左側の方向指示器を操作する か、右腕を車の右側の外に だしてひじ すいちよく うえ まげる 出して肘を垂直に上に曲げる か、ひだりうで くるま ひだりがわ そと だしてすいはい の ばす 出して水平に伸ばす。
どういつほうこう しんこう 同一方向に進行しながら しんろう さほう かえる ら進路を左方に変える とき。	しんろう かえよう とき やく 進路を変えようとする時の約 びようまえ 3秒前。	
うせつ てんかい 右折か転回をするとき。	うせつ てんかい ちてん 右折か転回をしようとする地点 (交差点で右折する場合は、その こうさてん うせつ ばあい 交差点)から 30メートル手前の こうさてん めーとる てまえ ちてん 地点に達したとき。	みぎがわ ほうこうしじき とうさ 右側の方向指示器を操作する か、右腕を車の右側の外に だしてすいはい の ばす ひだりうで 出して水平に伸ばすか、左腕を くるま ひだりがわ そと だしてひじ 車の左側の外に出して肘を すいちよく うえ まげる 垂直に上に曲げる。
どういつほうこう しんこう 同一方向に進行しながら しんろう うほう かえる ら進路を右方に変える とき。	しんろう かえよう とき やく 進路を変えようとする時の約 びようまえ 3秒前。	
じょこう ていし 徐行か停止をするとき。	じょこう ていし 徐行か停止をしようとするとき。	ぶれーきとう うで くるま ブレーキ灯をつけるか、腕を車 の外に出して斜め下に伸ばす。 そと だしてななめした の ばす
こうたい 後退するとき。	こうたい 後退しようとするとき。	こうたいとう うで くるま そと 後退灯をつけるか、腕を車の外 に出して斜め下に伸ばし、手の ひらを後ろに向けてその腕を ぜんご うごかす 前後に動かす。

(2) 環状交差点から出るときや、環状交差点でバックするときも、バックミラーで安全を確認してから合図をしなければなりません。合図の方法は次の表のとおりです。

あいず おこなうばあい 合図を行う場合	あいず おこなうばしょ 合図を行う場所	あいず ほうほう 合図の方法
かんじょうこうさてん であるとき。 環状交差点を出るとき。	でよう ちてん ちやくぜん でぐち 出ようとする地点の直前の出口 の側方を通過したとき(環状 こうさてん はいつたちやくご でぐち 交差点に入った直後の出口を であるばあいは、その環状交差点に はいつた 入ったとき)。	ひだりがわ ほうこうしじき そうさ 左側の方向指示器を操作する か、右腕を車の右側の外に みぎうで くるま みぎがわ そと 出して肘を垂直に上に曲げる だしてひじ すいちよく うえ まげる か、左腕を車の左側の外に ひだりうで くるま ひだりがわ そと 出して水平に伸ばす。
かんじょうこうさてん 環状交差点において じょこう ていし 徐行か停止するとき。	じょこう ていし 徐行か停止をしようとするとき。	ぶれーきとう うで くるま ブレーキ灯をつけるか、腕を車 の外に出して斜め下に伸ばす。 そと だしてななめした のばす
かんじょうこうさてん 環状交差点において こうたい 後退するとき。	こうたい 後退しようとするとき。	こうたいとう うで くるま そと 後退灯をつけるか、腕を車の外 に出して斜め下に伸ばし、 だしてななめした のばし 手のひらを後ろに向けてその腕 てのひら うしろ むけて そのうで を前後に動かす。 ぜんご うごかす

(3) これらの行動が終わったら、すぐに合図をやめなければなりません。また、必要のないときに合図をしてはいけません。

(4) 夕日の反射などで方向指示器が見えにくい場合は、方向指示器を使うと同時に、手で合図をするようにしましょう。

(5) 「警笛鳴らせ」という標識のある場所や、「警笛区間」という標識のある場所では、見通しが悪い交差点や曲がり角、上り坂の頂上を通るときには、警音器を鳴らさなければなりません。また、危険を避けるためには鳴らすことができますが、それ以外の場合は鳴らしてはいけません。

5-2 しんろへんこう 進路変更

(1) むやみに進路を変えてはいけません。また、後ろから来る車が急にブレーキやハンドル操作をしなければならぬ場合には、進路を変えてはいけません。やむを得ず進路を変えるときは、バックミラーや目で安全を確かめてから変えましょう。

(2) 車の通行帯が黄色の線で区切られている場合は、その黄色の線を越えて進路を変えてはいけません。また、白い線で区切られている場合でも、自分が通っている通行帯側に平行に黄色の線が引かれている場合も同じです。

5-3 横断など

(1) 歩行者や他の車が通るのを妨げる可能性があるときは、横断や転回やバックをしたり、道路に出入りするために曲がったりしてはいけません。

(2) 標識や表示によって横断や転回が禁止されている場所では、横断や転回をしてはいけません。

(3) 道路の外に出るために左折しようとするときは、道路の左端に寄って徐行しなければなりません。右折しようとするときは、道路の中央(一方通行の場合は右端)に寄って徐行しなければなりません。

(4) 前の車が道路の外に出るために左端などに寄ろうとして合図をしている場合は、その進路変更を妨げてはいけません。ただし、急にブレーキやハンドル操作をしなければならぬような場合は別です。

6. 追越しなど

6-1 追越しの禁止

(1) 追越しとは、進路を変えて、前の車の前に出ることをいいます。

(2) 次の場合は、追越しが禁止されています。

① 前の車が自動車を追い越そうとしているとき(二重追越し)。

② 前の車が右折などのため右側に進路を変えようとしているとき。

③ 道路の右側部分に入って追越しをしようとする場合に、反対方向からの車や路面電車の進行を妨げるようなときや前の車の進行を妨げなければ道路の左側部分に戻ることができないようなとき。

④ 後ろの車が自分の車を追い越そうとしているとき。

(3) 次の場所では、追越しが禁止されています。

- ① 標識により追越しが禁止されている場所
- ② 道路の曲がり角付近
- ③ 上り坂の頂上付近やこう配の急な下り坂
- ④ トンネル(車両通行帯がある場合を除きます。)
- ⑤ 交差点とその手前から30メートル以内の場所(優先道路を通行している場合を除きます。)
- ⑥ 踏切、横断歩道、自転車横断帯とその手前から30メートル以内の場所

(4) 標識や標示で追越しのために道路の右側にはみ出し通行禁止が示されているときは、追越しのために道路の右側にはみ出して通行してはいけません。

6-2 追越しの方法

(1) 他の車を追い越すときは、その右側を通行しなければなりません。ただし、他の車が右折するために道路の中央(一方通行の場合は右端)に寄って通行しているときや、路面電車を追い越そうとするときは、その左端を通行しなければなりません。

(2) 追越し中は、追い越す車との間に、安全な距離を保つようにしなければなりません。

(3) 車両通行帯のある道路で、最も右側の車両通行帯を通行して追越しをする場合は、追越しが終わったら、速やかに他の車両通行帯に戻らなければなりません。最も右側の車両通行帯を通行し続けると、速度オーバーや車間距離が短くなって危険です。また、他の車の追越しを妨げたり、交通の流れを悪くすることにもなります。

(4) 追い越されるときは、追越しが終わるまで速度を上げてはいけません。また、追越しに十分な余地がない場合は、できるだけ左に寄って道を譲らなければなりません。

6-3 おいこし うんてんでじゆん 追越しの運転手順

おいこし つぎ じゆんじよ おこない
追越しは、次の順序で行いましょう。

- (1) おいこしきんし ばしよ たしかめ
追越し禁止の場所でないことを確かめます。
- (2) ぜんぽう あんぜん たしかめる ぼくくみらー みぎがわ みぎななめこうほう あんぜん たしかめ
前方の安全を確かめるとともに、バックミラーなどで右側や右斜め後方の安全を確かめます。道路の右側部分にはみ出した追越しをする場合には反対方向の安全を必ず確かめます。
- (3) みぎがわ ほうこうしじき だし
右側の方向指示器を出します。
- (4) やく びようご さいこうそくど せいげんない かそく しんろ ゆるやか みぎ まえ くるま みぎがわ
約3秒後、最高速度の制限内で加速しながら進路を緩やかに右にとり、前の車の右側を安全な間隔を保ちながら通過します。
- (5) ひだりがわ ほうこうしじき だし
左側の方向指示器を出します。
- (6) おいこしたくるま るーむみらー みえる きより すすみ しんろ
追い越した車がルームミラーで見えるくらいの距離までそのまま進み、進路をゆるやかに左にとります。
- (7) あいず
合図をやめます。

6-4 わりこみ 割り込みなど

まえ くるま こうさてん ふみきり ていし じよこう まえ わりこんだり まえ
前の車が交差点や踏切などで停止や徐行しているときは、その前に割り込んだり、その前を横切ったりしてはいけません。また、他の車の前に急に割り込んだり、並走している車に幅寄せをしてはいけません。

6-5 いきちがい 行き違い

- (1) たいこうしゃ ゆきちがう あんぜん きより たもつ
対向車と行き違うときは、安全な距離を保つようにしましょう。
- (2) しんろ ぜんぽう しょうがいぶつ ていし げんそく たいこうしゃ みち ゆずり
進路の前方に障害物があるときは、停止したり減速して、対向車に道を譲りましょう。

7. 交差点の通り方

7-1 交差点を通るときの注意

(1) 交差点は事故が多い場所なので、交差点に入るときや通るときは、右折する車や歩行者に気をつけながら、できるだけ安全な速度で進まなければなりません。特に右折するときには、対向車線を進んでくる二輪車が見えにくくなることがあるので、注意しましょう。

(2) 環状交差点に入るときや通るときは、環状交差点内を通る車や環状交差点に入ろうとする車、歩行者に気をつけながら、できるだけ安全な速度で進まなければなりません。

(3) 車が右左折するときは、内輪差が生じます。特に大型車は内輪差が大きく、左後方が見えにくいので、左側を通る歩行者や自転車などに気をつけましょう。

7-2 交差点(環状交差点を除きます。)の通り方

(1) 左折するときは、道路の左端に寄りながら徐行しながら進まなければなりません。

(2) 右折するときは、道路の中央に寄りながら徐行しながら進まなければなりません。

(3) 一方通行の道路から右折するときは、道路の右端に寄りながら徐行しながら進まなければなりません。

(4) 右左折の場合、矢印などの標示で通行方法が指定されているときは、それに従わなければなりません。

(5) 右折しようとする場合に、その交差点でまっすぐ進むか左折する車があるときは、自分の車が先に交差点に入っている場合でも、相手の進行を妨げてはいけません。

(6) 車両通行帯のある道路で、標識や標示によって交差点で進行する方向ごとに通行区分が指定されているときは、緊急自動車近づいてきたり道路工事などでやむを得ない場合のほかは、指定された区分に従って通行しなければなりません。

(7) 標識によって直進や左折など進行方向が指定されている交差点では、その指定された方向にしか進行してはいけません。

(8) 前の車が、右左折するためや標識や標示により指定された車両通行帯を通行するためなどで進路を変えようとして合図をしたときは、その車の進路の変更を妨げてはいけません。ただし、急ブレーキや急ハンドルで避けなければならないような場合は別です。

(9)前方の交通が混雑して、交差点内で止まってしまい、交差方向の車の通行を妨げるおそれがあるときは、信号が青でも交差点に入ってはいけません。また、警察署や消防署の前などで「停止禁止部分」の標示のある場所や横断歩道や踏切で動きがとれなくなるおそれがあるときも同じです。

7-3 交通整理の行われていない交差点(環状交差点を除きます。)の通り方

交通整理の行われていない交差点とは、主に信号機のない交差点をいいます。

(1)交差する道路が優先道路であるときやその幅が広いときは、徐行し、交差道路を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。

(2)道幅が同じような道路の交差点では、路面電車や左から来る車があるときは、その進行を妨げてはいけません。

(3)「一時停止」の標識があるときは、停止線の直前(停止線がないときは、交差点の直前)で一時停止して、交差する道路を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。また、進行方向に赤の点滅信号があるときも同じです。

(4)進行方向に黄の点滅信号があるときは、他の交通に注意しながら進行することができます。

7-4 環状交差点の通り方

(1)左折、右折、直進、転回しようとするときは、できるだけ道路の左端に寄り、環状交差点の側端に沿って徐行しながら通行しなければなりません。

(2)左折、右折、直進、転回の場合、矢印などの標示で通行方法が指定されているときは、それに従わなければなりません。

(3)環状交差点に入ろうとするときは、徐行しながら、環状交差点内を通行する車や路面電車の進行を妨げてはいけません。

8. 駐車と停車

8-1 駐車と停車の意味

駐車とは、車が継続的に停止することや運転者が車から離れていてすぐに運転できない状態で停止することをいいます。人の乗り降りや、5分以内の荷物の積卸しのための停止の場合は駐車になりません。

停車とは、駐車にあたらぬ短い時間の停止をいいます。

8-2 駐車、停車の禁止

(1) 違法な駐停車は、周りの交通を混雑させたり、道路の見通しを悪くするため、事故の原因になります。また、パトカーや消防車などの緊急車両の通行を妨げることもあります。駐停車する場合は、必ず駐停車できる場所であることを確かめましょう。

(2) 次の場所では、駐車や停車はできません。ただし、赤信号や安全のために一時停止する場合は別です。

- ① 「駐停車禁止」の標識や標示のある場所
- ② 軌道敷内
- ③ 坂の頂上付近やこう配の急な坂
- ④ トンネル
- ⑤ 交差点とその端から5メートル以内の場所
- ⑥ 道路の曲がり角から5メートル以内の場所
- ⑦ 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所
- ⑧ 踏切とその端から前後10メートル以内の場所
- ⑨ 安全地帯の左側とその前後10メートル以内の場所
- ⑩ バス、路面電車の停留所の標示板(標示柱)から10メートル以内の場所(運行時間中に限りません。)

(3) 次の場所では駐車はできません。ただし、警察署の許可を受けた場合は別です。

- ① 標識や標示によって駐車が禁止されている場所
- ② 火災報知機から1メートル以内の場所
- ③ 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の場所
- ④ 道路工事の区域の端から5メートル以内の場所
- ⑤ 消防用機械器具の置場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5メートル以内の場所
- ⑥ 消火せん、指定消防水利の標識が設けられている位置や消防用防火水そうの取り入れ口から5メートル以内の場所

(4) 駐車する場合、車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がない場所では駐車はできません。また、標識で余地が指定されているときには、その余地がとれない場所では駐車はできません。ただし、荷物の積卸しで運転者がすぐ運転できるときや、けが人などの救護のときは駐車できます。

(5) 駐車や停車が禁止されている場所でも、標識で特に許可されている場合は駐車や停車ができます。

8-3 駐車、停車の方法

駐車や停車するときは、次の方法を守らなければなりません。

(1) 歩道や路肩のない道路では、道路の左端に沿って止まること。

(2) 歩道や路肩のある一般道路では、道路の左端に沿って止まること。

(3) 路肩が広い場合は、路肩に入ることができますが、そのときは0.75メートル以上のスペースを空けなければなりません。ただし、白い実線と破線の標示や、白い2本線の標示のある場所では、路肩に入ることはできません。

(4) 高速道路では歩行者が通行できないので、路肩に入って道路の左端に沿うこと。

(5) 他の車と並んで駐車や停車しないこと。

(6) 標識や標示で駐車や停車の方法が指定されている場合は、その方法に従うこと。

8-4 時間制限駐車区間での駐車

都市部ではほとんどの場所で駐車が禁止されていますから、駐車する場合はパーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備のある場所で手数料を支払って駐車します。

パーキング・メーターなどがある場所で駐車するときは、次のようにしなければなりません。

(1) パーキング・メーターがある時間制限駐車区間で駐車するときは、パーキング・メーターをすぐに作動させること。

(2) パーキング・チケット発給設備がある時間制限駐車区間で駐車するときは、パーキング・チケットの発給を受け、駐車している間、車の前面の見やすい場所(フロントガラスのある車では、その内側)に、前方から見やすいように掲示すること。

(3) 時間制限駐車区間では、標識によって表示されている時間を超えて駐車しないこと。

8-5 高齢運転者等専用場所での駐車や停車

(1) 駐停車や駐車が禁止されている場所でも、標識によって高齢運転者等専用場所として認められている場所では、専用場所駐車標章に登録番号が記載されている車のみが駐車や停車ができます。

(2) 高齢運転者等専用時間制限駐車区間では、専用場所駐車標章に登録番号が記載されている車のみが駐車できます。

(3) 高齢運転者等専用場所に駐車するためには、公安委員会に申請して専用場所駐車標章を交付してもらう必要があります。申請できるのは、普通自動車の運転免許を受けた人で、下記に該当する運転者です。

① 70歳以上の高齢運転者

② 両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者

③ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者

④ 妊娠中または出産後8週間以内の運転者

(4) 高齢運転者等専用場所や高齢運転者等専用時間制限駐車区間で駐車や停車する場合は、専用場所駐車標章を車の前面の見やすい場所に掲示しなければなりません。

- (5) 高齢運転者等専用場所や高齢運転者等専用時間制限駐車区間は、公安委員会から専用場所駐車標章の交付を受けていない人は駐車や停車をしてはいけません。

8-6 車の移動など

- (1) 違法に駐車している車の運転者や管理責任者は、警察官や交通巡視員から車を移動するように命じられた場合は、すぐに車を移動しなければなりません。
- (2) 違法に駐車している車に、運転者や管理責任者がいないために車の移動が命じられない場合は、レッカー車によって車が移動されることがあります。
- (3) 車の移動や保管にかかる費用は、運転者や使用者、所有者などが負担しなければなりません。

8-7 放置車両確認標章

- (1) 違法に駐車している車には、放置車両確認標章が取り付けられることがあります。放置車両確認標章が取り付けられた車の使用者は、公安委員会から放置違反金の納付を命じられることがあります。
- (2) 放置車両確認標章を破ったり汚したり取り外したりすることは禁止です。
- (3) 放置車両確認標章が取り付けられた車の使用者や運転者、管理責任者は、標章を取り外すことができます。運転するときには、交通事故を防ぐために放置車両確認標章を取り外しましょう。

8-8 自動車の保管場所

- (1) 自動車の所有者は、自動車の使用拠点から2キロメートル以内の場所に保管場所を確保しなければなりません。
- (2) 道路を車庫代わりに使用してはいけません。道路上に駐車する場合、同じ場所に連続して12時間以上(夜間は8時間以上)駐車してはいけません(特定の村の区域内の道路を除く)。

8-9 車から離れる際の義務

(1) 危険防止のための措置

車から離れる際には、車が勝手に動かないように次の措置を取らなければなりません。

- ① エンジンを止め、ハンドブレーキを掛けること。
- ② ギアは、平地や下り坂ではバック、上り坂ではローに入れておくこと。オートマチック車では、チェンジレバーをPに入れておくこと。
- ③ 坂道では、輪止めをすること。

(2) 盗難防止のための措置

盗難車が犯罪に使用されることが多いため、車から離れるときには、次の措置を取らなければなりません。

- ① エンジンを止め、エンジンキーを携帯すること。
- ② 窓を確実に閉めドアをロックすること。
- ③ ハンドルの施錠装置など盗難防止装置があるときは、それを作動させること。
- ④ 貴重品などを持ち出さない場合は、トランクに入れて施錠すること。

9. オートマチック車などの運転

9-1 オートマチック車の運転

オートマチック車は、マニュアル車と運転の方法が違うところがあります。それを知らないと思いがけない事故を起こすことがあるので注意しましょう。

(1) 運転する時の心構え

オートマチック車の運転は、クラッチを操作する必要がないので、その分操作が楽になりますが、安易な気持ちで扱ってははいけません。オートマチック車の運転の基本を理解し、正確に操作することが安全運転のために必要です。

(2) エンジンを始動するとき

ア エンジンを始動する前に、ブレーキペダルを踏んでその位置を確認し、アクセルペダルの位置を目で見て確認しましょう。

イ ハンドブレーキがかかっている、チェンジレバーがPの位置にあることを確認した上で、ブレーキペダルを踏んでエンジンを始動しましょう。

(3) 発進するとき

ブレーキペダルをしっかりと踏んだまま、チェンジレバーを前進の時はDに、後退の時はRに入れ、その位置が間違っていないことを目で見て確認した上で、ハンドブレーキを戻して、ブレーキペダルを徐々に離し、アクセルペダルをゆっくり踏んで発進しましょう。

ブレーキペダルをしっかりと踏んでチェンジレバーを操作しないと、急に発進したり、突然後退したりすることがあります。また、エンジンを始動した直後やエアコンを使っている時は、エンジンの回転数が高くなり、急に発進する危険があるので、ブレーキペダルを特にしっかりと踏みましょう。

(4) 交差点などで停止した時

停止中は、必ずブレーキペダルをしっかりと踏んでおき、念のためハンドブレーキもかけておきましょう。停止時間が長くなりそうな時は、チェンジレバーをNに入れておきましょう。ブレーキペダルをしっかりと踏んでおかないと、アクセルペダルを踏まなくても自動車がゆっくり動き出し(クリープ現象)、思わぬ追突などの事故を起こすことがありますので注意しましょう。

(5) 駐車するとき

駐車する時は、ブレーキペダルを踏んだままハンドブレーキを確実にかけてから、チェンジレバーをPに入れましょう。自動車が完全に停止しないうちにチェンジレバーをPに入れるのはやめましょう。

9-2 先進安全自動車(ASV)の運転

先進安全自動車(ASV)(※)は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車です。このシステムは、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作をおこなうことを前提とした運転支援技術ですから、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しましょう。

※先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車であり、衝突被害軽減ブレーキ、ACC(定速走行・車間距離制御システム)等の技術を搭載した車両が既に実用化されています。

4 危険な場所などでの運転

1. 踏切

1-1 一時停止と安全確認

- (1) 踏切は、大きな事故が起こりやすい場所です。踏切を通る前に、一時停止して、自分の目と耳で左右の安全を確かめましょう。踏切に信号がある場合は、信号に従って通過することができます。
- (2) 安全を確認するときは、片方の列車が通過しても、反対の方向からの列車が来る可能性があるので、注意しましょう。
- (3) 警報機が鳴っているときや、しゃ断機が降りていたり、降り始めているときは、踏切に入ってはいけません。
- (4) 前の車に続いて通過するときでも、一時停止して、安全を確かめなければなりません。また、踏切の向こう側が混雑していて、踏切に入ると踏切内で動けなくなる可能性があるときは、入ってはいけません。
- (5) 踏切内では、エンジンが止まらないように、変速せずに、低速ギアのまま一気に通過しましょう。また、歩行者や対向車に注意しながら、中央寄りを通りましょう。

1-2 踏切で故障したとき

踏切で動かなくなったら、できるだけ早く列車の運転士に知らせて、車を踏切の外に移動させなければなりません。

- (1) 警報機のある踏切では、警報機の柱などについているボタンを押して、踏切の故障を知らせましょう。
- (2) 踏切にボタンがない場合は、持っている発炎筒などを使って、列車に合図しましょう。
- (3) 発炎筒がない場合は、煙の出るものを近くで燃やして、合図しましょう。

2. 坂道・カーブ

2-1 坂道・山道

- (1) 上り坂で前の車に続いて停車するとき、前の車に近づきすぎないようにしましょう。
前の車が後ろに下がって衝突することがあります。
- (2) 上り坂で発進するときは、ハンドブレーキを使って発進しましょう。クラッチだけで発進しようとすると、車が後ろに下がって後ろの車と衝突することがあります。
- (3) 上り坂の頂上付近は見通しが悪いので、徐行しましょう。また、そこでは追い越しをしないようにしましょう。
- (4) 下り坂では、低速のギアを使ってエンジンブレーキを活用しましょう。長い下り坂で、ブレーキを頻繁に使いすぎると、急にブレーキが効かなくなることがありますから注意しましょう。
- (5) 下り坂では、加速がついて停止距離が長くなるため、車と車の間隔を広く取りましょう。
- (6) 坂道では、上りの車が発進が難しいため、下りの車が上りの車に道を譲りましょう。ただし、待避所が近くにある場合は、上りの車も待避所に入って待ちましょう。
- (7) 急な下り坂では追い越しをしないようにしましょう。
- (8) 片側が崖になっている道路で、安全な行き違いができない場合は、崖側の車が一時停止して道を譲りましょう。
- (9) 山道では、路肩が崩れやすいことがありますから、対向車とすれ違うときは、路肩に寄りすぎないように注意しましょう。

2-2 曲がり角・カーブ

- (1) 曲がり角やカーブに近づくときは、直線部分でスピードを落としましょう。高速のままハンドルを切ったり、ハンドルを切りながらブレーキをかけると、車が横転したり横滑りしたりしやすくなります。
- (2) ハンドルは急な操作にならないよう、ゆっくりと操作しましょう。
- (3) 曲がり角やカーブではみ出さないようにしましょう。また、対向車が道路の中央からはみ出して来る場合がありますから注意しましょう。

(4) 曲がり角やカーブでは、内輪差のため、内側にいる歩行者や自転車などを巻き込んだり、後車輪が路肩からはみ出したりするおそれがありますから注意しましょう。

(5) 曲がり角やカーブでは前の車を追い越してはいけません。

3. 夜間

3-1 夜間の走行

(1) 夜間は視界が悪くなるので、歩行者や自転車などに気づくのが遅くなります。また、速度感が鈍り、速度オーバーになりやすくなります。夜間は過労運転や飲酒運転をする人や、酔っ払って歩く人などもいるので、昼間よりも速度を落として慎重に運転しましょう。少しでも危険を感じたら、まず速度を落とすことが大切です。

(2) 走行中には、自分の車と対向車のライトで、道路の中央付近にいる歩行者が見えなくなることがありますので、注意しましょう。

(3) 視線は、できるだけ先の方に向けて、前方の障害物を早く発見するようにしましょう。

(4) 前の車に続いて走るときは、その車のブレーキランプに注意しましょう。

(5) 長時間単調な運転をすると眠くなりますので、窓を開けて新鮮な空気を入れ、少しでも眠くなったら、安全な場所に車を停めて休息をとりましょう。

(6) 薄暮時には事故が多く発生しますので、早めにライトを点灯して、自分の車の存在を知らせるようにしましょう。

3-2 灯火

(1) 夜間、道路を通行するときは、ヘッドライト、車幅灯、尾灯などを付けなければなりません。昼間でも、トンネルの中や濃い霧の中などで50メートル先が見えないような場所を通行するときも同じです。

(2) ヘッドライトは、交通量の多い市街地などを通行しているときを除き、上向きにして、歩行者などを早く発見するようにしましょう。ただし、対向車とすれ違うときや、他の車のすぐ後ろを通行しているときは、減光するか、下向きに切り替えなければなりません。

(3)交通量の多い市街地の道路などでは、ヘッドライトを下向きに切り替えて運転しましょう。また、対向車のライトがまぶしいときは、視点をやや左前方に移して、目がくらまないようにしましょう。

(4)見通しの悪い交差点やカーブの手前では、ヘッドライトを上向きにしたり点滅させたりして、他の車や歩行者に交差点への接近を知らせましょう。

(5)室内灯は、バス以外では、走行中につけないようにしましょう。

(6)夜間、道路に駐停車するときは、非常点滅灯、駐車灯、または尾灯をつけなければなりません。昼間でも、トンネルの中や濃い霧の中などで50メートル先が見えないような場所に駐停車するときも同じです。ただし、道路照明などにより、50メートル後方から見える場所に駐停車しているときや、停止表示器具を置いて駐停車しているときは別です。夜間、高速道路でやむを得ず駐停車する場合には、非常点滅灯、駐車灯、または尾灯をつけるだけでなく、停止表示器具を置かなければなりません。

4. 悪天候など

天気が悪くて道路の状態が悪いと思われるときや、混雑しそうな道路を通るときなどは、ラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに電話をかけたりして、道路や交通の状況を確かめましょう。

4-1 雨の日の運転

(1)雨の日は視界が悪くなります。窓ガラスが曇ったり、路面が滑りやすくなったりするなど、悪条件が重なりますから、注意が必要です。

(2)雨の日は、晴れの日よりも速度を落とし、車間距離を十分にとって慎重に運転しましょう。急発進や急ハンドル、急ブレーキなどは横転や横滑りの原因となりますので、特に危険です。

(3)山道などでは地盤が緩んでいることがあるので、路肩に寄りすぎないように注意しましょう。

(4)雨の降り始めの舗装道路はスリッパしやすいので注意が必要です。また、工事現場の鉄板や路面電車のレールなども滑りやすいので注意しましょう。

(5) 歩行者のそばや店先などを通るときは、速度を落として泥や水をはねないようにしましょう。

(6) 深い水たまりを通ると、ブレーキドラムに水が入ってブレーキが効かなくなったり効きが悪くなったりすることがあるので、避けて通ります。

(7) ワイパーは常に整備しておきましょう。雨の降り始めにワイパーを使って前面ガラスをきれいにしましょう。また、車内のガラスが曇ることが多いので、デフロスターを使ったり側面ガラスを開けたりして曇りを防ぎましょう。

4-2 雪道などの運転

(1) 雪道や凍り付いた道は非常に滑りやすく危険です。タイヤチェーンなどの滑り止め装置を装着するか、スノータイヤやスタッドレスタイヤなどの雪道用タイヤを装着しましょう。標識によってタイヤチェーンを着けていない車の通行が禁止されている道路では、タイヤにタイヤチェーンを着けないで通行してはいけません。

(2) 速度を十分に落とし、車間距離を十分にとって運転しましょう。横滑りしやすいので、ハンドルやブレーキの操作は特に慎重に行いましょう。急発進や急ブレーキ、急ハンドルは絶対に避けましょう。

(3) できるだけ他の車の通った跡を選んで走るようにしましょう。

(4) スパイクタイヤは雪道や凍り付いた道以外では路面の損傷や粉じんの発生の原因となるので、使用しないようにしましょう。

4-3 霧のときの運転

(1) 霧は視界を極めて狭くします。霧灯(淡黄色などの補助前照灯)がある場合は霧灯を、ない場合はヘッドライトを早めに点灯しましょう。中心線やガードレール、前の車の尾灯を目安にして、速度を落として運転しましょう。

(2) 危険を防止するため、必要に応じて警音器を使用しましょう。

5. 緊急時の措置

- (1) 踏切や交差点でエンジンが止まってしまったときに、焦るとエンジンがかからなくなります。そんなときは、非常手段としてギアをローかセコンドに入れて、セルモーター(始動電動機)を使って車を動かすこともできます。(ただし、オートマチック車やクラッチペダルを踏まないでエンジンが始動しない車には、この方法は使えません。)
- (2) むかのみなどでタイヤが空回りするときは、古い毛布や砂利などを滑り止めに使うと効果的です。
- (3) 走行中にエンジンの回転数が上がった後、故障などで下がらなくなったときは、四輪車の場合はギアをニュートラルにして車輪にエンジンの力をかけないようにしながら、安全な場所に行って停止し、エンジンスイッチを切ります。
- (4) 走行中にタイヤがパンクした時は、ハンドルをしっかりと握り、車の方向を直すことに集中します。急ブレーキはかけず、断続的にブレーキを踏んで止めます。
- (5) 後輪が横滑りするのは、スピードが速すぎたり急ハンドルや急加速をしたときです。後輪が横滑りしたら、ブレーキをかけずにまずアクセルを緩め、同時にハンドルで車の向きを修正します。後輪が右に滑ったら、ハンドルを右に切ります。
- (6) 下り坂でブレーキがきかなくなったときは、速度を落とすためにギアを下げ、ハンドブレーキを引きます。それでも止まらない場合は、山側の溝に車輪を落としたり、ガードレールに車体を寄せたり、道路脇の砂利に突っ込んで止めます。
- (7) 対向車と正面衝突の危険があるときは、警音器とブレーキを同時に使い、できるだけ左側に避けます。衝突寸前まであきらめず、少しでもブレーキとハンドルで避けるようにします。道路外が危険でない場合は、道路外に出ることをためらわないでください。

5 高速道路での走行

高速道路とは、高速自動車国道と自動車専用道路をいい、車だけが通ることができます。ただし、ミニカー、125cc以下の二輪自動車、一般原動機付自転車などは通ることができません。また、時速50キロ以上の速度で走ることのできない車や、ロープなどで他の車を引く車も通ることができません。

1. 高速道路に入る前の心得

(1) 車を点検すること

高速道路に入る前には、次の点検をしなければなりません。

- ① 燃料の量が十分であるか。
- ② 冷却水の量が規定の範囲内にあるか。
- ③ ラジエータキャップが確実に締まっているか。
- ④ エンジンオイルの量が適当であるか。
- ⑤ ファンベルトの張り具合が適当であるか、また、損傷がないか。
- ⑥ タイヤの空気圧が適当であるか(高速道路を走行するときは、空気圧をやや高めにする。)
- ⑦ タイヤの溝の深さが十分であるか。

(2) 停止表示器材を用意すること

高速道路で故障などで停止する場合は、停止していることを示す停止表示器材が必要です。事前に準備しておきましょう。停止表示器材は、TSマークの付いたものを使うようにしましょう。

(3) 無理のない運転計画を立てること

長時間連続して高速運転をすることは危険です。適切な休息時間を組みこんだ余裕のある運転計画を立てましょう。

(4) 高速道路に入る前には、ラジオを聞いたり、日本道路交通情報センターに問い合わせるなどして、道路や交通の状況を確認しましょう。

2. 走行上の注意

2-1 本線車道へ入るときの注意

本線車道とは、高速道路で通常の高速走行をする部分のことです。ただし、加速車線、減速車線、登坂車線、路側帯、路肩は本線車道に含まれません。

- (1) 本線車道へ入るとき、加速車線がある場合はそこを使って加速しましょう。
- (2) 本線車道へ入るときは、他の車の進行を妨げないようにしましょう。また、本線車道と合流する場所では、優先が指定されている場合は、その車の進行を妨げないようにしましょう。

2-2 速度

- (1) 標識や標示で指定された最高速度や最低速度を守りましょう。
- (2) 悪天候のときは、その状況に合わせた速度で走りましょう。長時間高速で走ったり、夜間高速で走ったりすると速度感が鈍り、速度を出しすぎることがあります。速度計で確かめましょう。
- (3) 標識や標示で最高速度や最低速度が指定されていない場合の最高速度や最低速度は、次の表のとおりです。

自動車の種類	最高速度 (キロメートル毎時)	最低速度(キロメートル毎時)
大型乗用自動車、特定中型貨物自動車 以外の中型自動車、準中型自動車、普通自動車(三輪のものを除く。)、大型自動二輪車、普通自動二輪車	100	50
大型貨物自動車、特定中型貨物自動車(三輪のものを除く。)	90	50
上記以外の自動車 他の車をけん引するとき	80	50
備考		
1 本線車道が道路の構造上往復の方向別に分離されていない区間では、この表の適用はなく、一般道路と同じです。		
2 高速自動車国道でほかの車をけん引して走ることができるのは、けん引するための構造と装置のある車が、けん引されるための構造と装置のある車をけん引する場合に限ります。		

- (4) 車間距離を十分にとりましょう。乾燥した路面で新しいタイヤを使っている場合は、時速100キロメートルでは約100メートル、時速80キロメートルでは約80メートルの車間距離が必要です。雨で路面が濡れていたり、タイヤが減っている場合は、この約2倍の車間距離が必要になることがあります。
- (5) 雨や雪、霧などの悪天候下では高速走行は特に危険です。雨の中を高速で走るとスリップしたり、タイヤが浮いてハンドルやブレーキが効かなくなることがあります(ハイドロプレーニング現象)。雪の日は路面が滑りやすく視界も悪くなるので、高速での走行は避けましょう。また、悪天候のときはインターチェンジが閉鎖されることがあるので、交通情報に注意しましょう。

2-3 走行方法

- (1) 走行中は、左側の白い線を目安にして車両通行帯のやや左側を走りましょう。後ろから追い越される場合に十分な間隔がとれて、接触事故を防ぐために役立ちます。
- (2) 高速道路の路側帯や路肩を通行してはいけません。
- (3) 登坂車線のある道路では、速度の遅い車は登坂車線を使いましょう。
- (4) 本線車道では、転回やバック、中央分離帯を横切ることはできません。
- (5) 追越しをする場合は、早めに合図をし、追越車線の車の動きに注意して行いましょう。特に進路を戻すときは、追い越した車全体がルームミラーに映っていることを確認してから行いましょう。
- (6) 緊急自動車の本線車道に入ろうとしている場合や出ようとしている場合は、その通行を妨げてはいけません。
- (7) 高速で急ブレーキをかけることは非常に危険です。ブレーキをかけるときは、低いギアに落としてエンジブレーキを使い、フットブレーキを数回に分けて踏むようにしましょう。
- (8) 高速走行中の急なハンドル操作は避けましょう。

- (9) 強風きょうふうのときは、ハンドルを取られやすいので速度そくどを落とし、注意ちゅういして運転うんてんしましょう。特にトンネルや切り通しの出口などでは、横風よこかぜのためにハンドルをとられることがあるので注意ちゅういしましょう。
- (10) トンネルに入ると視界しがいが急激きゅうげきに低下ていげするので、手前てまえで速度そくどを落としましょう。
- (11) 夜間やかんは、対向車たいこうしゃと行き違ゆきちがううときや他の車ほかのくるまの直後ちよくごを走行そうこうしていない場合は、ヘッドライトばあいを上向きあがむきにして、停止ていしした車くるまや落下物らくかぶつなどを早く発見はやくはっけんできるようにしましょう。
- (12) 間違まちがって本線車道ほんせんしゃどうに進入しんにゆうし、反対方向はんたいほうこうから車くるまや歩行者ほこうしゃが来ることがあるので、高速道路こうそくどうろの情報板じょうほうばんなどに注意ちゅういしながら走行そうこうしましょう。

2-4 駐車、停車の禁止など

- (1) 高速道路こうそくどうろでは、次の場合つぎのばあいのほかは、駐車ちゅうしゃや停車ていしゃをしてはいけません。
- ① 危険防止きけんぼうしなどのため一時停止いちじていしをするとき。
 - ② 故障こしょうなどのため十分な幅じゅうぶんのある路肩はばや路側帯ろかたにやむを得ず駐停車ちゅうていしゃするとき。
 - ③ パーキングエリアで駐車ちゅうていしゃしたり、料金りょうきんの支払いしはらいなどのため停車ていしゃするとき。
- (2) 高速道路こうそくどうろで車くるまが故障こしょうしたり、燃料ねんりょうが切れたり、交通事故こうつうじこが起きたりして運転うんてんできなくなった場合は、車くるまの後ろうしろの道路どうろに停止表示器材ていしひょうじきざいを置き、歩行ほこうが困難こんなんで後ろうしろの道路どうろに停止表示器材ていしひょうじきざいを置けない場合は、車くるまの側方そくほうの道路どうろなど後ろうしろから見やすい場所みやすいばしょに停止表示灯ていしひょうじとうを置くこともできます。夜間やかんや昼間ひるまでも視界しがいが200メートル以下めーとるいかにの場合は、非常点滅表示灯ひじょうてんめつひょうじとうや駐車灯ちゅうしゃとう、尾灯びとうをつけなければなりません。
- 停止表示器材ていしひょうじきざいを置くときは、発炎筒はつえんとうを使って合図あひづをするなど、後続車こうぞくしゃに注意ちゅういを喚起かんきしましょう。また、風かぜが強い場合つよいばあいなどに停止表示板ていしひょうじばんを使う場合は、倒れないように十分な措置じゆうばんを取りましょう。特に車くるまの後部こうぶに連結れんけつして補強ほきょうする場合は、しっかりと連結れんけつしましょう。修理しゅうりが終わって現場おわってげんばを離れるときは、停止表示器材ていしひょうじきざいを忘れず片付けかたづけましょう。
- (3) 故障こしょうや燃料切れねんりょうぎれ、交通事故こうつうじこなどで運転うんてんできなくなった場合は、110番ばんで警察けいさつに連絡れんらくし、近くちかくの非常電話ひじょうでんわを使ってレッカー車つかってれっかーしゃを呼んで、速やかすみやかに安全な場所あんぜんへ移動いどうさせます。可能かのうであれば、ギアぎあをローかセコンドろーせこんどに入れ、セルモーターいれセルもーたーを使って路肩つかってろかたや路側帯ろそくたいに移動いどうしま

しょう(ただし、オートマチック車やクラッチペダルを踏まないでエンジンが始動しない車にはこの方法は使えません)。

- (4) 高速道路上で運転できなくなった車にとどまることは非常に危険です。後続車が衝突する交通事故が起きる可能性が高くなります。必要な安全対策を取った後は、車に残らずにガードレールの外など安全な場所に避難しましょう。
- (5) 高速道路上では危険ですので、荷物が転落したり飛散したりした場合は、110番で警察に連絡し、非常電話を使って荷物の除去を依頼しましょう。

2-5 本線車道から出るとき

- (1) 目的地への方向と出口を予告する案内標識に注意しましょう。
- (2) 出口に近づいたら、出口に続く車両通行帯を通らなければなりません。減速車線がある場合は、その車線を使って、感覚に頼らずに速度計で確かめながら減速しましょう。
- (3) 一般道路に出たら、その道路に合った運転方法をとりましょう。特に、高速道路から降りた後は速度が出し過ぎになりがちですので、速度には十分注意しましょう。

6 バス運転者の心得

1. 利用客の保護

- (1) バス運転者は、いつも乗客の安全を考えて、他の車や歩行者が危険な行動をしても交通事故を避けるように慎重に運転しましょう。利用客を驚かすような急ブレーキや急発進はせず、揺れる道路などでは乗客に声をかけて注意を促しましょう。
- (2) バスを運転する場合は、特に次のことに気を付けましょう。
- ① 病気や疲れなどの理由により安全運転ができないおそれがあるときは、その旨を事業者申し出ること。
 - ② 運転中重大な故障を発見したときや重大な事故が発生するおそれがあるときは、直ちに運転を中止すること。
 - ③ 坂道で車から離れるときや危険な場所を通過するときは、利用客を降ろすこと。

- ④ 故障などのため踏切内で動かなくなったときは、速やかに利用客を誘導して退避させるとともに、発炎筒などで列車に合図をすること。
- ⑤ 業務を交代するときは、道路や車の状況について申し継ぎをすること。申し継ぎを受けた運転者は、ハンドル、ブレーキなどの機能について点検すること。
- ⑥ 乗降口のドアは、停車を確認したあとで開き、また確実に閉めてから発車すること。
- ⑦ 事故が起きたときは、応急救護処置や遺留品の保管など負傷者の保護に当たること。
- ⑧ 運転操作が円滑に行えなくなるおそれがある服装をしないこと。
- ⑨ 発車するに当たり、その直前に安全が確認できた場合を除き、警音器を鳴らすこと。
- ⑩ バスに車掌が乗務している場合は、発車は、車掌の合図によって行い、警報装置の設備や踏切警手の配置のない踏切を通過するときやバスをバックさせるときは車掌の誘導を受けること。

2. その他の心得

バス運転者や乗務員、事業者は次のことを守りましょう。

- (1) 夜間に路線バスが道路を通行するときは、室内灯をつけること。
- (2) バス運転者は、利用客がいるバスの走行中は、必要のない話をしないようにすること。
- (3) バスの乗務員は、利用客のいる車内では喫煙しないこと。
- (4) バスの事業者は、ガソリン、灯油、塩酸など危険な物を持っている人を乗車させないこと。
- (5) バスの乗務員は、利用客が車内で法律に違反する行為をするときは、それを止めるなど必要な措置をとること。
- (6) バスの事業者は、踏切を通るときは、赤色の旗やランプなどの非常信号用具を備えること。
- (7) バス運転者は、一日に一回、運行を始める前に日常点検を行い、その結果を事業者に報告すること。

7 交通事故、故障、災害などのとき

1. 交通事故のとき

1-1 運転者などの義務

交通事故が起きたときは、運転者や乗務員は次のことをしなければなりません。

(1) 事故が続いて起こるのを防ぐため、安全な場所に車を止めてエンジンを切ります。

(2) けが人がいたら、医師、救急車などが到着するまでの間、ガーゼやハンカチで止血するなどの応急処置をしましょう。頭にけががある場合は動かさないようにしましょう。事故が続いて起きるおそれがある場合は、早くけが人を安全な場所に移動させましょう。

(3) 事故の場所やけが人の数、けがの程度、物の壊れ方、事起こした車の積み荷などを会社と警察に報告しましょう。どんな小さな事故でも報告することが大切です。

緊急車両やけが人を運んでいる車、バス運転者は、仕事のためにそのまま運転を続ける必要があるときは、他の乗務員にけが人の救護や警察への報告などをさせたうえで、運転を続けることができます。

1-2 医師の診断を受けること

軽いけがでも、必ず警察に届け出ましょう。頭に強い衝撃を受けた場合は、医者に診てもらうことが大切です。後で後遺症が出て困ることがあります。

1-3 現場にいる人の協力

(1) 交通事故の現場にいたら、けが人の救護や車の移動など、積極的に協力しましょう。

(2) ひき逃げを見たら、けが人を助けるだけでなく、その車のナンバーや特徴を警察に伝えましょう。

(3) 事故現場では、ガソリンが漏れたり、危険物があることがあるので、タバコを吸ったり、マッチを捨てたりしないようにしましょう。

1-4 交通事故についての相談

各都道府県の交通安全活動推進センターでは、交通事故についての相談にのってくれます。困ったことがあったら、利用してみましょう。

2. 故障などのとき

(1) 車が故障したり、燃料や冷却水がなくなった場合は、他の車に迷惑をかけない場所に停めて、すぐに修理や補給をしましょう。高速道路で止まる場合は、他の車の通行を妨げないように路肩や路側帯に停める必要があります。

(2) 夜間や一般道路で止まる場合は、非常点滅灯をつけたり、停止表示器具を置いたりして、他の車に止まっていることがわかるようにしましょう。昼間でも、停止表示器具を置いたり、トランクを開けたりして、止まっていることを示すようにしましょう。

(3) 高速道路で止まる場合は、昼間用または夜間用の停止表示器具を車の後ろに置かなければなりません。歩行が困難で後ろの道路に停止表示器具を置けない場合は、車の側方の道路など後ろから見やすい場所に停止表示灯を置くこともできます。夜間の場合は、非常点滅灯や駐車灯、尾灯もつける必要があります。停止表示器具を置くときは、発炎筒を使って合図をし、後ろから来る車に注意を払いましょう。

(4) 道路に故障車を放置することはとても危険で、追突事故の原因になります。停止表示器具を置いたりして一次的な対策を終えたら、すぐにJAF(日本自動車連盟)や修理業者などに連絡して車を呼び、道路の外に移動させましょう。それ以外の車でけん引する必要がある場合は、けん引する車と故障車の間に安全な間隔(5メートル以内)を保ちながら丈夫なロープなどで確実につなぎ、ロープに白い布(30センチメートル平方以上)を付けなければなりません。

3. 災害などのとき

3-1 地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき

大きな地震が起こる可能性がある地域が指定されています。現在は東海地震に関して静岡県全域と東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知、三重の一部が指定されています。この地域では、大きな地震が起こるおそれが迫っており、地震に備えた対策が急がれる場合、内閣総理大臣が警戒宣言を出します。

けいかいせんげん だされる、いっばん くるまはそのちいき つうこう きんし せいげん
警戒宣言が出されると、一般の車はその地域で通行が禁止されたり制限されたりします。そ
ちいき くるま うんてん ひと つぎ そち
の地域で車を運転する人は、次のような措置をとるようにしましょう。

(1) くるま うんてんちゆう けいかいせんげん はっせられたとき 車を運転中に警戒宣言が発せられたとき

① けいかいせんげん はっせられた しった じしん はっせい そなえて
警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、あわてることなく、
ていそく そうこう かーらじおとう けいぞく じしんじょうほう こうつうじょうほう きき
低速で走行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報や交通情報を聞き、その
じょうほう おうじてこうどう
情報に応じて行動すること。

② くるま おいてひなん どうろがい ぼしよ いどう
車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず
どうろじょう おいてひなん どうろ ひだりがわ よせてちゆうしゃ えんじん とめ
道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、
えんじんきー つけた ままとするか うんてんせき しゃない ぼしよ おいて
エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内のわかりやすい場所に置いておき、
まど しめ どあ ろっく ちゆうしゃ ひなん ひと つうこう じしんぼうさいおうきゆう
窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や地震防災応急
たいさく じっし さまたげ ぼしよ ちゆうしゃ
対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) くるま うんてんちゆういがい ばあい けいかいせんげん はっせられたとき 車を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき

つなみ ひなん ばあい のぞき ひなん くるま しょう
津波から避難する場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

3-2 きんきゆうじしんそくほう はっぴょう 緊急地震速報が発表されたとき

きんきゆうじしんそくほう よそう じしんどう おおきさ しんど じゃくいじょう ばあい
緊急地震速報は、予想される地震動の大きさがおおむね震度5弱以上である場合などに、
しんど いじょう よそう くいき ゆれが くるまえ はっぴょう
震度4以上を予想した区域を、その揺れが来る前に発表するものです。車を運転中に緊
きゆうじしんそくほう はっぴょう つぎ そち
急地震速報が発表されたら、次の措置をとります。

① ひじょうてんめつひようじとう しゅうい くるま ちゅうい うながす
非常点滅表示灯をつけるなどして、周囲の車に注意を促す。

② きゆうがれーき さげ そくど おとす
急ブレーキを避け、ゆっくりと速度を落とす。

3-3 おおじしん はっせい 大地震が発生したとき

おおじしん はっせい ばあい うんてんしゃ つぎ そち
大地震が発生した場合、運転者は次の措置をとります。

(1) くるま うんてんちゆう おおじしん はっせい 車を運転中に大地震が発生したとき

① きゆうはんどる きゆうがれーき さげる あんぜん ほうほう どうろ ひだりがわ ていし
急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止
させること。

- ② 停止後は、カーラジオ等により地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
- ③ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。
- ④ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内のわかりやすい場所に置いておき、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき

- ① 津波から避難する場合を除き、避難のために車を使用しないこと。
- ② 津波から避難するため車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。

3-4 災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通の規制が行われたとき

災害が発生、または発生する可能性が高い都道府県やその周辺では、災害対策のために交通の規制が行われることがあります。この場合、一般の車の通行が禁止または制限されます。

交通の規制が行われた場合、一般の車の運転者は次の措置をとる必要があります。

(1) できるだけ早く、車を次の場所に移動させる。

- ① 道路の一部が規制されている場合は、規制されていない道路に移動すること。
- ② 区域を指定して交通の規制が行われた場合は、道路外の場所に移動すること。

(2) 速やかな移動が困難な場合は、車を道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行を妨げないようにすること。

(3) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車すること。

警察官は、通行禁止区域内で車が緊急通行車両の通行を妨げている場合、適切な措置を取るよう指示することがあります。指示に従わなかったり、現場にいないために指示を受けることができない場合、警察官自身が措置を取ることがあります。この場合、車に損傷

が生じる可能性があります。また、警察官の指示は、警察官が現場にいない場合には、自衛隊や消防隊員などが行うこともあります。

8 帰庫対応

・帰庫については、会社からの運行指示に従います。

・営業所に戻った後の駐車場所や順番については、会社のルールに従います。

・駐車後、車から降りる時は、車の最後まで移動して、利用客や忘れ物が残っていないかを確認します。

9 清潔保持(洗車等)

・目的地に着いた後、利用客を降ろした後に、車の最後まで移動して、利用客や忘れ物が残っていないかを確認し、ゴミや汚れがあれば片付けます。怪しいものが見つかったらすぐに会社に報告します。

・車は定期的に掃除して、いつも清潔に保たなければなりません。実施方法は会社のルールに従います。

10 点呼

1. 点呼の意味

安全な運転をするためには、車と運転者のどちらも異常がないことが基本です。そのため車両については運行前に日常点検を実施することが義務づけられており、運転者は点呼執行者(点呼をおこなう人)による点呼を受けることが義務づけられています。運転者は、点呼執行者と顔を合わせた点呼により安全運転に必要な確認や指示、アドバイスを受けます。点呼がきちんと機能しているかどうか、安全運行を確保できるかどうかの重要な鍵を握っているといえます。

2. 点呼の実施方法

点呼は基本的に業務前と業務後に、原則として対面で行われます。なぜ対面で行うかという
と、運行管理者と運転者が直接顔を合わすことにより、運転者の健康状態や異常がないか
どうかをより正確に判断できるからです。

3. 点呼執行者

点呼は誰でもできるわけではありません。点呼は安全な運行を確保するために重要な役割を
果たすので、運行管理者または補助者が行わなければなりません。

(補助者が点呼を行う場合でも、運行管理者は全体の点呼の3分の1以上を行わなければな
りません。)

4. 点呼の種類と内容

(1) 点呼には次の3種類があり、それぞれ確認や指示事項が異なります。点呼執行者は以下の
ことをします。

① 業務前点呼(原則対面)

② 業務途中点呼(電話や他の方法)

③ 業務後点呼(原則対面)

(2) 業務前点呼の確認や指示事項

① 運転者の健康状態や疲労、飲酒、異常な感情の高まり、睡眠不足などを確認し、安全な
運転ができる状態かを判断する。

② アルコール検知器で酒気帯びがないか確認する。

③ 車の日常点検を行ったかどうか確認する。

④ きちんとした服装をしているか確認する。

⑤ 運転免許証や非常信号用具、必要な書類などを持っているか確認する。

⑥ 休憩時間や場所、利用客、天気、道路状況など、安全な運行のための注意事項を指示する。

⑦ ひとりひとりの運転者について、運転中に問題が起きやすい点に注意を促す。

(3) 業務後点呼の確認や報告事項

① 運行車両や利用客に異常がないか、乗務記録や運行記録計などで運転者の状況を確認する。

② アルコール検知器で酒気帯びがないか確認する。

③ 次の運行に役立つために、工事箇所や道路状況に関する最新情報や安全情報を聞く。

④ 運転者に翌日の勤務を確認する。

(4) 業務途中点呼の確認や報告事項

① アルコール検知器で酒気帯びがないか確認する。

② 運行車両や道路、運行の状況を確認する。

③ 病気や疲労、睡眠不足などの理由で安全な運転ができる状態かを判断する。

せつぐうへん 【接遇編】

せつきゃくぜんぱん 1 接客全般

せつぐう きほん 1. 接遇の基本

ば、すうんてんしゃ りようきゃく あんぜん かいてき もくてきち はこぶ もとめられて
バス運転者は、利用客を安全で快適に目的地まで運ぶことが求められています。

そのためには利用客に対して、安全を第一に親切で丁寧な対応をしなければいけません。

りようきゃく たちば たち おもいやり こころ もったたいおう せつぐう つねにせつぐう こうじょう
利用客の立場に立ち、思いやりの心を持った対応が接遇です。常に接遇を向上させるために
こうどう あんぜん あんしん りようきゃく ていきょう こころ
行動し、安全と安心を利用客に提供するように心がけましょう。

せつぐう こころがまえ 2. 接遇の心構え

りようきゃく やさしく おもいやり ゆずりあい きもち もって しんせつ ていねい せつする
(1) 利用客には優しく、思いやりと譲り合いの気持ちを持って、親切で丁寧に接すること。

せいけつ み りようきゃく ふかいかん けんおかん あたえない
(2) 清潔な身だしなみにより利用客に不快感や嫌悪感を与えないようにすること。

ば、す なか せいけつ たもち りようきゃく きもち じょうしゃ
(3) バスの中は清潔に保ち、利用客が気持ちよく乗車できるようにすること。

りようきゃく あんぜん だいいち かんがえ ゆだん かしん じこ きんきゅうじ さいぜん ほごさく とる
(4) 利用客の安全を第一に考え、油断や過信をせず、事故や緊急時には最善の保護策を取ること。

りようきゃく たいして じんしゅ こくせき せいべつ ねんれい ふくそう さべつ びょうどう せつする
(5) 利用客に対して、人種、国籍、性別、年齢、服装などで差別することなく平等に接すること。

りようきゃく いけん けんきょ みみ かたむける いっぽう しゅうい きがい およほすかのうせい
(6) 利用客からの意見には謙虚に耳を傾ける。一方で、周囲に危害を及ぼす可能性のある
りようきゃく じょうしゃ きよひ てきせつ たいしよ
利用客には、乗車を拒否するなど、適切に対処すること。

しょうがいしゃ こうれいしゃ たいおう 2 障害者や高齢者などへの対応について

くるま りようしゃ たいするたいおう 1. 車いす利用者に対する対応について

りようしゃほんにん かくにん きぼう おうじててだすけ
(1) 利用者本人に確認したうえで、希望に応じて手助けをする。

くるま おす ていねい おこなう
(2) 車いすを押すときは、ゆっくり丁寧に扱う。

(3) 車くるまいすには、電動型でんどうがたや手動型しゅどうがたなど、さまざまな種類しゅるいがあるので、それぞれの車いすの特性とくせいを理解りかいしたうえで対応たいおうする。

(4) 車内しゃないが混雑こんざつしていることを理由りゆうに車いすくるまを使う利用者つかうりようきやくの乗車じょうしゃを断ことわつてつてはいけません。

2. 障害者しょうがいしゃに対する対応たいおうについて

(1) 杖つえを使つかつてっていたり、盲導犬もうどうけんを連れてくる利用者りようきやくに対しては、スムーズすむーずに乗降じょうこうや乗車じょうしゃができるよう、必要ひつように応じて、利用者本人りようしゃほんにんや他の利用者ほかりようしゃに声こえをかける。

(2) 発生しやうしい事例はっせいと対応方法じれい たいおうほうほうについて

	<発生しやうしい事例(利用者)>	<対応・案内方法(運転者)>
耳 <small>みみ</small> の不自 <small>ふじゆう</small> 由 <small>かた</small> な方	<ul style="list-style-type: none"> 案内<small>あんない</small>が聞こえないため、間違<small>まちが</small>えて乗<small>のつて</small>ってしまう 案内<small>あんない</small>が聞こえないため、乗り越<small>のりこ</small>してしま<small>う</small> 	<ul style="list-style-type: none"> 筆談<small>ひつだん</small>(紙<small>かみ</small>や手<small>て</small>のひらに文字<small>もじ</small>を書<small>かく</small>) 口話<small>くちわ</small>(口<small>くち</small>の動き<small>うごき</small>を見て言葉<small>み</small>を読みとる) 手話<small>しゅわ</small>(手<small>て</small>や身体<small>からだ</small>を使<small>つかう</small>)
目 <small>め</small> の不自 <small>ふじゆう</small> 由 <small>かた</small> な方	<ul style="list-style-type: none"> 車内<small>しゃない</small>の様<small>よう</small>子がわからず座<small>すわ</small>れない、体<small>からだ</small>をぶつ<small>つ</small>けてしま<small>う</small> 両替<small>りょうがえ</small>・運賃支払<small>うんちんしはらい</small>がスムーズ<small>すむーず</small>にできずにあせ<small>あ</small>せてしま<small>う</small> 降車時<small>こうしゃじ</small>にステップ<small>すてっぷ</small>で踏<small>ふ</small>み外<small>はずし</small>してしま<small>う</small> 降車時<small>こうしゃじ</small>に周囲<small>しゅうい</small>の安全確認<small>あんぜんかくにん</small>がで<small>き</small>ない 	<ul style="list-style-type: none"> <早め<small>はやめ</small>の案内<small>あんない</small>> 時間<small>じかん</small>に余裕<small>よゆう</small>が持<small>も</small>てるよう<small>よう</small>に早め<small>はやめ</small>の情<small>じょう</small>報<small>ほう</small> 提供<small>ていきよう</small>を心<small>こころ</small>がける <はっきりと案内<small>あんない</small>> どんな状<small>じょう</small>況<small>きょう</small>でもはっきりと聞こえるよ<small>よ</small> う大きめ<small>おおきめ</small>の声<small>こえ</small>で <具体的に案内<small>あんない</small>> 「もう少し前<small>すこしまえ</small>」「やや後ろ<small>うしろ</small>」などのあいま<small>ま</small> いな言<small>い</small>い方<small>かた</small>ではなく、「1メートル前<small>めーとるまえ</small>」「ひ<small>ひ</small> とつ後ろ<small>うしろ</small>の座席<small>ざせき</small>」等<small>とう</small>の具体<small>ぐたいてき</small>的な表<small>ひょう</small>現<small>げん</small> をもち<small>もち</small>いる <誘導<small>ゆうどう</small>> 声<small>こえ</small>をかけながらゆ<small>ゆ</small>っくりと。必要<small>ひつよう</small>に 応<small>おう</small>じて直<small>ちやく</small>接<small>せつ</small>手<small>て</small>をと<small>と</small>って誘導<small>ゆうどう</small>する

3. 高齢者に対する対応について

(1) 乗降時などにあせって転倒したりすることのないよう、急がせずにゆっくりと行動してもらいます。

(2) 高齢者の利用客の中には杖を使う人もいますので、乗降時やドアの開閉時などに引っかかりないように注意します。

3 運賃収受(貸切バス除く)

• 全ての利用客から正しい運賃を受け取ります。

• 私情(個人的な事情)で乗車を許してはいけません。

• 運賃支払いの方法としては、現金(お札や硬貨)、ICカード、スマートフォン(QRコード)などがありますが、車両や会社によって使えるものは異なります。

4 手荷物(トランクサービス・忘れ物などを含む)

1. トランクルーム

(1) 高速バスや貸切バスには、利用客の荷物を入れるためのトランクルームがあります。

(2) 走行中は、トランクルームの扉を完全に閉め、確実に施錠します。

(3) 走行中にトランクが開いて荷物が落ちると、重大な事故につながる可能性があるため、出発前に施錠されたトランクルームの扉の取っ手を手で引いて、扉が開かないことを確認します。

2. 忘れ物

(1) 利用客が降りる際には、忘れ物をしないように注意を促します。

(2) 終点で利用客が全員降りた後、および入庫時や出庫時には、車内の最後尾まで行って忘れ物がないか確認します。

(3)忘れ物を見つけた場合は、次の内容とともに会社に報告します。

・運転者自身が見つけた場合

路線名、発見時刻、発見場所(車内の位置)を会社に報告します。

・利用客が見つけた場合

発見時刻、発見場所(車内の位置)などを利用客に確認してから、会社に報告します。

5 ドアの開閉操作

1. 基本的な動作

(1)車両が完全に停止してからドアを開けます。

(2)完全にドアが閉まってから発車します。

(3)ドアを閉める時は、利用客や荷物をはさまないように目やミラーなどで確認します。

2. 利用客の乗車時

(1)ドアを開ける時は周囲の安全を確認します。

(2)利用客が乗り込んだことを確認してからドアを閉めます。

3. 利用客の降車時

(1)停車後、すぐにドアを開けずに、周囲の安全を確認してから、ドアを開けます。

(2)利用客が降車し、車両から離れたことを確認してからドアを閉めます。

6 急病人対応

・車両を安全な場所に停車させます。

・車内の利用客に急病人が発生により停車したことを知らせます。

・予定通りの運行よりも人命を優先します。

7 事故対応

しゃりよう あんぜん ばしょ ていしや
・車両を安全な場所に停車させます。

しゃない りようきゃく じょうきよう せつめい
・車内の利用客に状況を説明します。

かいしゃ るーる したがって じこ はっせい ほうこく かいしゃ けいさつかん
・会社のルールに従って、事故が発生したことを報告します(会社・警察官)。

うんでんしゃじしん かいけつ
(運転者自身のみで解決しようとしてはいけません。)

よていどおり うんこう じんめい ゆうせん ふしょうしゃ きゅうご
・予定通りの運行よりも人命を優先します(負傷者の救護)。

しゃりようかさいはっせいじとう りようきゃく きがい およぶ ばあい あんぜん かくほ
・車両火災発生時等、利用客に危害が及ぶおそれがある場合は、安全を確保するためにすぐ
に利用客を車外に避難させます。